

平成22年度
包括外部監査結果報告書
(概要版)

山口県包括外部監査人
小田正幸

目 次

第 1 外部監査の概要

1 選定した特定の事件（テーマ）	1
（1）監査テーマ	1
（2）監査テーマの選定理由	1
2 監査対象機関	2

第 2 監査の結果及びこれに添えて提出する意見

1 総括的事項	3
（1）県税未収金	3
（2）税外未収金	5
（3）貸付金の管理	8
2 未収金の管理	9
（1）強制徴収権のある公債権	9
ア 県税未収金（税務課）	9
イ 措置児童負担金（こども未来課）	14
ウ 措置児童負担金（障害者支援課）	14
エ 下関漁港利用料等（漁港漁場整備課）	15
オ 放置違反金（警察本部交通指導課）	16
（2）強制徴収権のない公債権	17
ア 生活保護費返還金（厚政課）	17
イ 児童扶養手当返納金（こども未来課）	19
ウ 補助金等返還金（健康増進課）	20
（3）中小企業振興目的の貸付に起因する未収金	20
ア 中小企業高度化資金貸付金（経営金融課）	20
イ 中小企業従業員住宅貸付制度（経営金融課）	26
（4）農林水産業改善目的の貸付に起因する未収金	27
ア 農業改良資金貸付金（農業経営課）	27
イ 沿岸漁業改善資金貸付金（水産振興課）	29
（5）学生貸与的性格の貸付に起因する未収金	30
ア 看護師等修学資金（医務保険課「地域医療推進室」）	31
イ 高等学校等進学奨励費（教育庁人権教育課）	31
（6）福祉目的の貸付に起因する未収金	33
ア 母子寡婦福祉資金貸付金（こども未来課）	33
イ 高齢者住宅整備資金貸付金（長寿社会課）	42

ウ	障害者住宅整備資金貸付金（障害者支援課）	4 3
エ	心身障害者扶養共済制度（障害者支援課）	4 4
3	貸付金の管理	4 5
(1)	山口宇部空港ビル対策事業貸付金（観光交流課「交通運輸対策室」）	4 5
(2)	広域最終処分場整備促進対策事業貸付金（廃棄物・リサイクル対策課）	4 5
(3)	研修医研修資金貸付金（医務保険課「地域医療推進室」）	4 6
(4)	水産都市しものせき活性化支援資金（農林水産政策課）	4 6
(5)	就農支援資金貸付金（農業経営課）	4 6
(6)	森林組合林産事業貸付金（森林企画課）	4 7
(7)	椎茸生産対策事業貸付金（森林企画課）	4 8
(8)	木材産業等高度化推進資金貸付金（森林企画課）	4 8
(9)	獣医学生修学資金貸付金（畜産振興課）	4 8
(10)	漁船漁業短期運転資金貸付金（水産振興課）	4 8
4	基金の管理	4 9
(1)	山口県災害救助基金（厚政課）	4 9
(2)	山口県国民健康保険広域化等支援基金（医務保険課「地域医療推進室」）	5 0
(3)	山口県後期高齢者医療財政安定化基金（医務保険課「地域医療推進室」）	5 0
(4)	山口県医療施設耐震化臨時特例基金（医務保険課「地域医療推進室」）	5 0
(5)	山口県地域自殺対策緊急強化基金（健康増進課）	5 0
(6)	山口県地域福祉基金（長寿社会課）	5 1
(7)	山口県介護保険財政安定化基金（長寿社会課）	5 2
(8)	山口県中山間地域等直接支払基金（農業経営課）	5 3
(9)	山口県安心こども基金（こども未来課）	5 3
(10)	山口県障害者自立支援対策臨時特例基金（障害者支援課）	5 3
(11)	山口県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（障害者支援課）	5 4
(12)	山口県ふるさと雇用再生特別基金（労働政策課）	5 4
(13)	山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金（労働政策課）	5 5
5	出資金の管理	5 5
(1)	瀬戸内海リゾート(株)への出資金の管理（地域政策課）	5 5
(2)	(財)やまぐち角膜・腎臓等複合バンクへの出資金の管理 （医務保険課「地域医療推進室」）	5 5
(3)	錦川鉄道(株)への出資金の管理（観光交流課「交通運輸対策室」）	5 6
(4)	(財)山口県環境保全事業団への出資金の管理（廃棄物・リサイクル対策課）	5 6
(5)	財団法人やまぐち農林振興公社への出資金の管理（農業経営課、森林企画課）	5 6
(6)	山口県漁業信用基金協会への出資金の管理（水産振興課）	5 7
(7)	山口県健康福祉財団への出資金の管理（厚政課）	5 7
(8)	山口県更生保護協会への出資金の管理（厚政課）	5 7
(9)	(財)山口・防府地域工芸・地場産業振興センターへの出資金の管理（経営金融課）	5 8
(10)	(財)周南地域地場産業振興センターへの出資金の管理（経営金融課）	5 8

平成22年度 包括外部監査の結果報告の概要

第1 外部監査の概要

1 選定した特定の事件（テーマ）

（1）監査テーマ

県の保有する金融資産の管理及びそれに関連する過去の包括外部監査結果に係る措置状況について

（2）監査テーマの選定理由

県の歳入確保のためには、その保有する金融資産の管理を効率的・効果的に行うことが重要である。金融資産の管理を効率的・効果的に行うためには、地方公会計改革により整備される公会計の情報を活用することが必要となる。

ア 歳入確保対策と金融資産の管理

県の財政は、近年、県税収入をはじめとする歳入の伸び悩みと県債残高の累増を背景に、今後一段と財政の硬直化が懸念される状況にある。そのため、「平成22年度当初予算の概要」において、歳入確保対策として、「未収金の回収と発生防止」及び「保有金融資産の効率的な活用」に向けた取組が計画されている。具体的内容は次のとおりである。

滞留債権の管理

まず、「未収金の回収と発生防止」として、県税徴収対策の強化及び税外未収金対策の強化を図り、回収目標額として503百万円が挙げられている。県税徴収対策では、特に個人県民税対策を進めることとし、関係市町との連携の下、直接徴収の実施や一括併任等による徴収の強化を図り、又、自動車税について、コンビニ収納サービスを開始し、納税者の利便性の向上等を図る内容となっている。

後者の税外未収金対策では、新たに策定した共通的な債権管理ガイドライン、債権ごとの個別管理マニュアルに沿って、取組を強化し、又、法的措置の実施を検討する内容となっている。

保有金融資産の効率的な活用

次に、「保有金融資産の効率的な活用」として、基金の効果的活用、外郭団体出資金の活用又は償還及び関係団体からの貸付金の償還を図ることが挙げられている。基金については、基金の廃止及び基金取崩による必要事業量の確保によって、1,209百万円の効果額を、出資金については、外郭団体出資金の活用及び償還により3,802百万円の効果額を見込んでいる。そして、貸付金については、関係団体からの償還により134百万円の効果額を見込んでいる。

イ 地方公会計改革と金融資産の管理

地方公会計改革による統一的な公会計基準の設定が望まれ、それにより地方公共団体が保有する資産の明瞭開示が期待される。

債権の評価

未収金である収入未済額について、原則として将来の徴収不能を表す「不納欠損見込額」を計上する。そのためには、回収率、不納欠損率、回収可能額などの情報が必要となり、シ

システム整備や組織体制の見直しが課題となる。

又、貸付金について、この貸借対照表を作成することにより、はじめて地方公共団体の有する貸付金残高を確認することができる。現状は、滞納（延滞）が生じている相手先についても、調定されたもので未回収のものが未収金として認識されているが、本来、このような貸付先については、将来調定分の回収にも疑念がある可能性が高い。貸借対照表では、将来分も含めて貸付金残高として計上するので、貸付金評価の観点から、回収に疑念のある部分全体を把握することが可能となる。

公会計の整備を進め、債権の管理を適切に行う観点からは、債権分類及び当該分類に応じた貸倒引当金の見積計上をルール化（指針化）等していくべきである。又、このような取扱いによって、公債権に関する不納欠損処理を安易に行う風潮から脱却し、パブリックアカウントビリティ（公的説明責任）として業績説明責任を果たすことが住民の「公の知る権利」に適うものであると考える。

出資金の評価

出資金といった投資については、貸借対照表価額の妥当性に十分留意する必要がある、加えて地方公共団体として投資（出資）すること自体の経済性や合理性等にも注意を払うことが説明責任の上では必要となると考える。

以上より、歳入確保対策及び地方公会計改革において重要となる金融資産については、県政及び県民の関心の高いと考えられるため、これまでの取組み（金融資産に係る過去の包括外部監査の措置状況を含む）が妥当であったかどうか、今後の計画が適切かどうか検証する必要がある。

2 監査対象機関

本庁については、金融資産を管理する機関の中から22機関を、さらに、出先機関については、未収金対策を主眼に、県税未収金にかかる7県税事務所、並びに母子寡婦福祉資金貸付金及び生活保護費返還金にかかる7健康福祉センターを対象とした。

第2 監査の結果及びこれに添えて提出する意見

1 総括的事項

(1) 県税未収金(本文7頁)

ア 滞納整理の進行管理(指摘)

現状の問題点	改善案
<p>滞納整理票の自己管理機能</p> <p>担当者としての今後の対応方針とその理由が明確となっていないため、滞納整理票が進行管理の道具として活用されていない可能性がある。整理方針、計画が明確でないと、その時々の方針の考えのみで滞納整理の業務がなされ、同じ対応を繰り返してしまうことにもなり、滞納解消の目処はたらず、効率的な滞納整理が期待できないと考えられる。</p>	<p>担当者は、滞納整理上の課題とその解決の方向性(方針)が時間を追って把握できるように、滞納整理記録に明記しておく必要があると考える。</p>
<p>滞納整理票の組織的管理機能</p> <p>大口滞納事案として特命事項的に税務課の県税事務所駐在の職員により担当されていた事案について、県税事務所の管理監督者の承認の記載が不明なものが見受けられた。これは、徴収困難事案として、県税事務所の通常滞納案件とは別に特命事項的に単独で処理されていたことから、合議処理が希薄となっていたものと考えられる。事案の性質からある程度はやむを得ないとしても、事後的にも合議処理がなされるべきであったと考える。</p> <p>滞納整理票は、滞納整理方針を組織的に決めるためにも機能している。滞納整理票の様式が、管理監督者が記載内容を閲覧し承認する様式になっているのは、そのためである。</p> <p>管理監督者は、滞納整理票でその時々の方針を確認していく中で、その担当者の行動が、全体の方針に沿ったものか、組織で決定した滞納整理方針に沿ったものかを常に確認していかなければならないと考える。</p>	<p>管理監督者においては、滞納整理票の承認が形式化しないようにするため、その方針に向けて、現在の進捗状況の確認を常時行い、「何を、いつまでに、どうするのか」の観点からの適切な指示を担当者にしていくことが求められる。これにより、組織的対応が図られ滞納整理における効率性と公平性が確保できるものとする。</p>

イ 県税徴収体制の整備(本文9頁)

(ア) 大口滞納対策(意見)

現状の問題点	改善の方向
<p>大口の滞納整理については、平成12年に徴収対策班が設置され、各県税事務所に徴収対策班員が駐在するという形で、大口滞納事案の整理に専念する職務ポストが作られた。しかし、ベテランの徴税職員が大口滞納について専属で担当していたことから、以下の点で問題があった。</p> <p>滞納整理の大まかな処理方針について所内協議はされていたが、特命事項的に単独で整理事務を行っていたため、県税事務所に対する事案処理の合議が希薄となった。</p> <p>ベテラン職員と言うことで単独で決断処理することが多くなり、初期対応でうまくいかなかった場合、そのまま長期の滞納となってしまうことがあった。</p>	<p>今後は、こうした事例を反省点として、ベテラン職員であっても組織的な対応を伴った事案の整理が望まれるところである。なお、平成22年度から、こうした反省に基づき、組織的な対応を強化する意味で、徴収対策班員を1ヶ所に集約する取組みがされており、その成果に期待したい。</p>

(イ) 徴収専門職員の育成確保 (意見)

現状の問題点	改善の方向
<p>徴収専門に係る人材の育成は未収金の回収対策を考える上で極めて重要であると考ええる。</p> <p>しかし、職員の異動(配置転換)は、ほぼ3年周期で実施されているため、徴収職員として育成された者が異動でいなくなると、徴収知識やノウハウを一から形成しなければならない。</p> <p>これでは、徴収知識やノウハウが継承されず、特に経験者が一度に異動でいなくなる場合には、しばらくの間、思うように滞納整理が進められず、徴収率が低下するといった事態に直面することも考えられる。</p>	<p>こうした点から、徴収専門職員の育成とその継続的確保は、徴収の動向を大きく左右するものである。</p> <p>このため、県では、実践的な研修を行うほか、平成21年度からは、税務関係等、特定の分野に長期的に従事させることにより、専門職員の育成を図ることを目的とした庁内公募にも取り組んでおり、今後とも、こうした取組みを更に拡大していくことが求められる。</p>

ウ 個人県民税の徴収対策 (本文10頁)

(ア) 市町への徴収支援の必要性 (意見)

現状の課題	方向性
<p>(個人県民税の徴収確保と市町への徴収支援)</p> <p>県税の滞納繰越額の約75%を個人県民税が占めており、県税滞納繰越額の圧縮には、個人県民税の徴収対策が重要となる。</p> <p>このため、県としては、直接徴収、併任徴収、研修などを通じて、市町への徴収支援を実施しており、今後とも効果が期待できるものと考えるが、市町の方では、他の税目等の未収金が相当程度あり、個人住民税だけ徴収というわけにはいかない。</p> <p>従って、県としては、市町において個人県民税の徴収確保をどのように図るか、又、本来市町の行政事務であるものについて、県がいつまで支援を継続するか、といったことが課題となる。</p>	<p>(市町への徴収支援継続の必要性)</p> <p>厳しい納税環境にあって、まずは、各市町の徴収レベルが組織的に上がってこない限り個人県民税の徴収率の向上は望めないことから、市町の状況に応じた段階的な支援を含め、当面、市町に対する継続的な徴収支援は必要と考える。</p>

(イ) 個人住民税の特別徴収の実施促進 (意見)

現状の問題点	改善案
<p>(個人県民税の徴収確保と個人住民税の特別徴収)</p> <p>個人県民税の未収金対策として、現年分の未収を出さない方策の検討が必要であり、特別徴収の実施促進は有効な取組みであると考えられる。</p> <p>特に、特別徴収は法的に義務付けがされているにもかかわらず、未実施の事業者が多いのは、制度の仕組みが十分周知されていないこともあるが、そもそも、徴収方法を選択制にしているなど、市町の課税事務の手続き等に問題があると考えられる。</p>	<p>本来、法に則り、適正に実施されていれば問題はないが、これまで長い間実施の取組みがなされなかったことから、一時に実施するには相当の抵抗もあり、又、全ての市町に共通する事項であり、各市町で取扱いが異なることは問題でもあることから、全市町協同して取り組む必要があると考えられる。このため、県としては、こうした実情を十分踏まえ、市町と連携した積極的な取組みが望まれる。</p>

(2) 税外未収金 (本文 11 頁)

ア 事実上の分納 (指摘)

現状の問題点	改善案
<p>以下の理由により、事実上の分納の内容が債務者の申し出や担当職員の主観に左右され、県として統一された考えにより行われていないと考える。</p> <p>債務者の収入状況等の客観的資料の裏付けを得ないまま、債務者からの申し出のみに基づいて事実上の分納を認めている場合がある。</p> <p>分納誓約書を提出させず、償還指導台帳等に分納内容を記録しているだけの事案が見受けられる。</p>	<p>事実上の分納を認める場合の手順を具体的に定める必要がある。留意すべき点として、次の3点が重要であると考え。</p> <p>納付交渉時の初期対応</p> <p>納期限までにきちんと納付している多くの県民との公平を確保するため、まずは、滞納額の全額を速やかに納付するよう求める必要がある。一括納付が困難である場合でも、納付が可能な額は即刻納付させる必要がある。</p> <p>又、県が分納を認めるとしても、完納に至るまでの期間に応じた延滞金・違約金を納付しなければならないことを、最初にきちんと伝える必要がある。</p> <p>支払能力の見極め</p> <p>分納額が債務者の支払能力に見合うものとなっていることを確認するため、債務者の収支状況、扶養家族の状況、財産状況等を確認する必要がある。特に、滞納額が大きい場合や完納までに長期間(原則として1年以上)を要する場合は、源泉徴収票、預金通帳といった客観的資料による裏付けを求める必要がある。</p> <p>この結果、分納が真にやむを得ないと判断された場合には、納付誓約書を取得して時効を中断すると共に、進行管理を適切に行い、違約の場合は速やかに履行を求める必要がある。病気、失業、高齢、障害等により収入が減少し、分納額が少額かつ長期にならざるを得ない者については、定期的に状況の確認を行うなどして、きめ細かな対応に努める必要がある。</p> <p>なお、支払能力の見極めは、担当者個人のみには任せられるのではなく、適切な進行管理により組織として行う必要がある。</p> <p>進行管理の徹底</p> <p>事実上の分納を認めた者を一覧的に抽出し、誓約の履行状況についての進行管理を徹底することが望まれる。</p>

イ 連帯保証人に対する履行請求 (指摘)

現状の問題点	改善案
<p>貸付金債権について、主たる債務者が十分な支払能力を有していないものと認められる場合、本来は、直ちに連帯保証人に対しても履行を求めるべきところである。</p> <p>しかし、滞納が長期に及んでいるにもかかわらず、県側からの一方的な連絡(催告書の郵送)のみに終始しており、接触が不十分と認められる事案があった。</p>	<p>回収の実効性を高めるためには、連帯保証人に対して債務の履行を求めることも必要である。</p> <p>滞納発生後は、できるだけ早期に連帯保証人に対する十分な接触を図ることとし、その時期については、債務者間の公平を確保するため、例えば滞納期間が3か月に達した時とするなど、具体的なルール作りの検討が必要である。</p>

ウ 回収困難事案への対応（意見）

一元的管理体制の整備	一層の改善案
<p>債務者が納付交渉に応じないなど徴収困難と認められる事案は、法的措置への移行も視野においた強力な納付交渉に着手するため、順次、税務課に引き継がれている状況にある。</p> <p>回収困難事案について全庁的に一元的管理する体制が整備されていると言える。税務課は、引継ぎを受けた回収困難事案について、納付交渉や財産調査等を通じて債務者の収入状況・生活状況等の掌握に努め、それに応じた措置を講じている。</p>	<p>今後、全庁的に未収金回収の実効性を一層高めていくためには、税務課と各部局との相互支援体制を構築していくことがより重要となる。具体的には、税務課においては、所在調査・納付交渉等の成功事例について全庁的に情報を共有化することにより、債権管理回収の全庁的なスキルアップに結び付けることを主眼に、事案を厳選して引継ぎを受ける。</p> <p>一方、各部局においては、全庁的に共有化された情報を十分活用して適切な債権管理に取り組むと共に、それらの情報では対処し切れない事案を厳選して、税務課に引き継ぐべきものとする。</p>

エ 議会の議決を得て行う債権放棄（意見）

現状の問題点	改善案
<p>私債権で既に消滅時効期間を経過しており、かつ、債務者と接触できない状態が続いている事案を、長期にわたり債権管理の対象としているケースが見受けられた。</p>	<p>回収することを前提として膨大な人的・金銭的コストを割いたとしても、実際に回収に結び付くケースが極端に少ないと見込まれるような事案については、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を得て債権を放棄することも検討に値するものとする。</p> <p>この際、債権放棄により軽減された事務コストを、未収金の回収と新たな発生の防止のために活用し、全体として県民負担の公平を確保していくこととしなければ、議会の理解は到底得られないものと心得るべきである。</p>

オ 延滞金・違約金等の取扱い（意見）

現状の問題点	方向性
<p>延滞金等の徴収は、新たな滞納発生防止のためだけでなく、納期限内に納付する者との公平性を確保するためにも、債権の種類に関係なく、画一的に徴収することが原則である。</p> <p>しかしながら、監査の結果、このように画一的に延滞金等を徴収する取扱いがなじまないといった判断等から、延滞金等を徴収していない事案が見受けられた。</p>	<p>（事実上の取扱い）</p> <p>一般に、履行遅延となった債務者は生活困窮の状態にある場合が多い。又、福祉など一定の政策目的のため生じた債権については、履行を遅延したからといって直ちに返済を求めるよりも、むしろ生活指導・経営指導を続けながら、完納に向けた計画を債務者と共に考える取組みが重要と考える。従って、延滞金等を画一的に徴収していない事実上の取扱いについては、一定の理解を示さざるを得ない。</p> <p>（今後の対応）</p> <p>延滞金の取扱いについては、債務者の置かれた状況を適切に把握しつつ、債権の発生理由についても十分考慮しながら検討を加える必要がある。</p>

カ 文書催告の効果的実施（意見）

現状の問題点	改善案
「同じ文書催告の繰返し」など、催告効果が期待できないものは、滞納整理を遅らせるばかりか、事務コストがかさむ結果となる。	文書催告を数回行っても納付に応じない債務者については、直接面談して自発的な納付を求めるなど、必ず次の段階に進み、接触を強めていく必要がある。文書催告の回数については、債務者間の公平を確保するため、例えば文書催告を2回行っても反応がない時には、次の段階に進む等の、具体的なルール作りの検討が必要である。

キ 徴収停止（滞納処分の執行停止）（意見）

債務者が行方不明であるなど一定の要件に該当する場合には、徴収停止（強制徴収することができる公債権の場合は、滞納処分の執行停止）を検討する必要がある。

ただし、取立費用に満たないような少額の債権である場合を除き、行方不明の債務者については所在調査を行うなど、債権保全のための取組みを行った上で検討されることが基本である。

ク 履行延期の特約（処分）の活用（意見）

生活保護を受給している者に対して債務の履行を請求する場合には、その生活事情に十分配慮する必要がある。この場合、債務者は履行延期の特約（処分）の適用要件である「債務者が無資力であること」に該当することが明らかであるため、履行延期の特約（処分）を適用することを念頭に置いて対処する必要がある。

適用の際は、債務者との関係が途絶えることのないよう、個人住民税の賦課決定時（6月）に合わせて所得状況を報告すること等を条件にする必要がある。

ケ 償還指導台帳等への記録・組織的な進行管理（指摘）

債務者との交渉経過等を償還指導台帳等（制度によって呼称は異なる。）に記録することは徴収事務の基本である。又、組織的な進行管理を図るためにも、台帳等への記録の都度、管理監督者の閲覧・承認を求める必要がある。

債務者と電話で行った納付交渉により、口頭での納付約束を取得すると共に、新たな住所地在が判明したことについて、台帳等への記載がされていない事案があった。「業務連絡」と題して詳細なやり取りが回覧されている場合であっても、その概要を台帳等に適切に記載する必要がある。

コ 地方公会計制度への対応（意見）

県が平成20年度決算分から作成・公表している「総務省方式改定モデル」による財務4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）において、資産（債権）の実態を適正に評価する仕組みとして、回収不能見込額が計上されている。

税外未収金に係る回収不能見込額は、総務省の示した基準に基づき、一定額以上の債権については個別に回収可能性を判断すると共に、その他の債権については、過去5年間の不納欠損率に基づき回収不能見込額が算定されている。

地方自治体は、財務書類の作成・公表を通じ、住民に対する説明責任を果たすと共に、財政運営・政策形成の基礎となる情報として活用することが可能となる。こうした新地方公会計の有する意義の重要性を踏まえ、県は、一定金額以上の未収債権のうち、一般に回収可能性が低いと考えられるもの、具体的には、既に消滅時効期間を経過しているため、債務者が時効を援用した場合には消滅させざるを得ないと見込まれる債権、債務者が行方不明であるなどの理由

から徴収停止又は滞納処分の執行停止とされた債権については、回収不能見込額に計上する必要がある。

なお、回収不能見込額に計上された債権についても、資産として存在している以上、その回収に向けた取組みが求められることは言うまでもない。

(3) 貸付金の管理 (本文16頁)

ア 貸付実態に整合する開示 (意見)

現状の問題点	改善案
<p>監査対象とした貸付金の中に、契約上は、貸付金を4月1日に貸し付け、翌年3月31日に償還を受ける短期貸付金であるため、年度末には残高はゼロになるが、過去の運用実態からみて、実質的には長期貸付金であると推認されるものがある。</p>	<p>県の決算書に、貸付実態に整合するよう長期貸付金として開示を検討する必要がある。</p>

イ 貸付金の評価 (意見)

現状の問題点	改善案
<p>現状、延滞が生じている貸付金であっても、未収金として計上されるのは、回収期限が到来したもののうち未回収のものだけである。 しかし、延滞が生じている場合、期限未到来の貸付金についても回収できない可能性が高い。</p>	<p>県の財産に含まれている貸付金の価値を正しく示すためには、期限未到来額(将来の調定額)のうち回収に疑念のあるものの金額を把握できるようにする必要がある。</p>

2 未収金の管理（本文 17 頁）

監査対象として選定したのは、県税未収金（約 46 億円）及び、残高ほぼ 1 千万円以上の税外未収金（約 50 億円）のうち当該債権の性質又は特徴を代表すると判断したものである。

ここでは、未収債権を、強制徴収権を有する公債権、強制徴収権を有しない公債権、私債権で中小企業振興目的の貸付制度を代表するもの、私債権で農林水産業改善目的の貸付制度を代表するもの、私債権で学生貸与的性格を有する貸付制度を代表するもの、及び私債権で福祉目的の貸付制度を代表するもの、の 6 つに区分している。

（1）強制徴収権のある公債権（本文 34 頁）

監査対象として選定した未収金のうち、強制徴収権のある公債権に属するのは、県税未収金、措置児童負担金（こども未来課）、措置児童負担金（障害者支援課）、放置違反金及び下関漁港利用料である。

ア 県税未収金（税務課）（本文 37 頁）

（a）訪問催告の効果的実施（意見）

訪問による催告は、出張を伴うことから、時間と費用を要し、その効果的な実施が求められる。このため、訪問時には、単なる納税催告のみに終始することなく、滞納の解消に向けた効果的な実施が望まれる。

例えば、訪問時には、納税催告だけでなく、納税に当たっての具体的な納付方法の確認から、納税誓約及び違約の場合にとられるべき措置の説明や、今後納期限が到来するものは納期内納税するよう納税の勧奨をするなど、今後新たな滞納を発生させないように導いていくことが重要であると考えられる。

（b）財産調査の適時性（指摘）

適切な滞納処分を可能とするためには、適時に財産調査を実施すべきであるが、早期に財産調査に着手すべきであったと考えられる事案が見受けられた。

たとえば、平成 7 年度から滞納が発生しているにもかかわらず、最初に財産調査をした旨の記録が平成 12 年度となっている。特に、法務局での不動産登記簿の調査が平成 14 年度となっており、滞納者が不動産業者であることを勘案すれば、平成 7 年度の滞納発生当初から見て調査時期がかなり遅いと考えられる。

（c）財産調査の対象範囲の十分性（指摘）

調査の対象及びその範囲を決定するに当たっては、安易に執行停止や不納欠損とならないように、滞納者の属性を考慮して、財産調査の範囲を適切に定め、漏れなく実施するのが原則であるが、調査の対象となる範囲が十分でないと考えられる事案が見受けられた。

たとえば、平成 17 年度に発生した不動産取得税の滞納について、平成 20 年度に本社のある市（県外）に対し、不動産の把握のための調査をしているが、他市町に存する土地の把握漏れがあった。結果的には他の調査により補完されているものの、税務署で申告書の閲覧をすることにより、最初から確認できたのではないかと考える。

（d）計画的・効率的な財産調査の実施（指摘）

財産調査は、滞納整理の中心をなすものであるから、早期に取りかかり、滞納整理方針の決定に向けて、計画的に実施する必要があるが、事務負担も相当なものであることから、滞納の

内容を勘案し、優先順位を付して、効率的に実施されるべきであると考えます。

しかしながら、効率的で計画的な実施がされているとは考えられないような事案が見受けられた。

たとえば、平成17年度に差押予告をした後、預金調査等と自宅臨戸を繰り返しているものの、分納の約束が守られず、平成21年度に差押えを実施するまで、滞納額の一部の回収もできていない事案があった。納付能力の把握と滞納処分実施の可否を検討するためにも、必要な時期に十分調査を行う必要があったと考えられる。

(e) 財産調査の方針明確化及び客観的・効率的実施（意見）

現状の問題点	改善案
<p>滞納金が完納されない場合は、滞納処分を行うのが原則であるので、財産調査を適時適切に実施することが極めて重要であると考えます。</p> <p>特に、大口案件については、滞納後に、分納の適否を判断する場合は、財産調査を十分に行うべきであるのに、必ずしも、調査が十分でないと思われる事案が見受けられた。</p> <p>又、財産調査の範囲も、滞納処分を行うことを前提に、適切に実施されるべきであり、かつ、計画的効率的に実施されるべきであるが、必ずしもそうになっていない事案が見受けられた。</p>	<p>財産調査方針の明確化</p> <p>滞納者に対する財産調査をどの時期にどの程度行うべきかについては、本来、個別の事案ごとに適時適切に判断して、担当職員が行うものである。そのため、調査に関する画一的なマニュアルの作成は難しいかもしれないが、管理監督者は、適時適切な指導を行うべきであり、具体的には、滞納整理票の記録及び決裁の事務手順の中で、その方針等を明確に指示する必要があると考えます。</p> <p>財産調査の客観的・効率的実施</p> <p>職員の経験値や主観のみに依存せず、客観的に財産調査が進められるよう、標準化された調査様式の作成や、財産調査の結果については、一覧で記録する等、滞納整理票への記録のあり方を工夫することにより、効率的な運用が期待できるのではないかと考える。</p>

(f) 分納理由、期間及び金額（指摘）

事実上の分納を認めるに至ったやむを得ない理由があることは窺い知ることができるが、滞納者からの申し出のみで分納額を決定している事例が見受けられた。

長期滞納にもかかわらず、納税資力について調査、確認がされていないため、適切な分納額が否か不明なまま分納が継続され、完納に向けた道筋が見えないと思われる事例があった。

(g) 分納の承認（指摘）

分納は担当者のみで判断で認められるべきものではなく、その理由、納税に対する誠意、納税資力、誓約書の有無、違約の際にとるべき対応等を総合的に勘案して、組織として適正に判断されるべき事項であると考えます。

従って、納税折衝の結果は、その都度滞納整理票にて責任者に復命され、承認を得るべきであるが、その経過の記載が漏れている事例があった。

(h) 納税誓約書（指摘）

口頭のみで誓約にとどまり、納税誓約書を徴していない事例があった。事実上の分納には、滞納者の納税資力に応じた分納とそうでない分納とがあるが、前者において、納税誓約書を徴しておくことは、違約の場合の次の段階に進んでいくための有効な手段であると考えます。

一方、滞納者の納税資力が確認できない段階で分納誓約書を徴することは、資力を反映していない少額分納となってしまうおそれがあり、その場合は、滞納処分への切替えも難しくなり、滞納が長期化すおそれがあると考えられる。

(i) 分納不履行への対応 (指摘)

約束が守られなかったため、不動産の差押え及び家賃の差押えを執行したことにより完納となった事例があった。この事例にあつては、滞納後の対応として財産調査が徹底して行われており、納税資力の客観的な把握がなされ、かつ1年以内の完納の約束と納税誓約書を徴しており、適切な対応が図られていた。

一方、分納の履行が途切れたにもかかわらず、滞納処分の時期を失したため、その後倒産し、徴収が不可能となった事例があった。

(j) 納税資力に応じた納付の見極め (意見)

法律上の分納には徴収猶予、換価猶予の制度があり、一時に納税が困難な者に対しては、原則としてこの制度により対応すべきであると考ええる。

しかしながら、そこに至らずとも、事実上の分納で完納に至る例も多数あることから、徴収上有効であるとして分納を受ける場合には、理由のみならず、収支の状況、扶養家族の状況、財産状況を聴き取りにより納付能力の確認をすることとし、滞納金額が大きい場合等は、裏付けとなる資料の提出を求める等の財産調査を行う必要があると考ええる。

(k) 分納の適正な運用と進行管理 (意見)

現状の問題点	改善案
<p>事実上の分納については、徴収上有効に機能していないと考えられる、以下の事例が散見される。</p> <p>担当者が滞納者の申し出どおりに認め、その判断に至った根拠が不明である事例がある。</p> <p>分納の根拠についても滞納者の分納理由、期間、金額について、その内容が十分に検討されないまま分納が認められてい事例がある。</p> <p>時効の中断、約束履行の担保として納税誓約書を徴すべきと考えられる場合に、口頭での約束のみで済まされていたりする事例がある。</p>	<p>担当者の主観にのみ左右されないためにも、分納の適否の判断から管理監督者による進行管理がなされることはもとより、統一された考えに従って取り扱われる必要があると考ええる。</p> <p>「徴収対策実施要領」においては、その基本的な考え方は示されているが、さらに、分納を認める場合の手順を具体的に定めるなど、統一された運用手順等により実施される必要があると考ええる。</p>
<p>分納計画・誓約は、履行されて初めて税収となることから、履行確認は分納の管理をしていく上で最も重要なことである。</p> <p>しかし、滞納整理票を見るに、分納誓約した段階から管理監督者による確認の記載等が漏れており、進行管理が不十分と思われる事例があった。</p>	<p>履行確認を担当者任せにせず、違約の場合、速やかな対応がとられているかなど、進行管理を実施する立場にある者により、組織的に常時点検管理がされていく必要があると考ええる。</p>

(l) 納税誓約書 (意見)

納付能力の確認等により、分納が真にやむを得ないと判断された場合は、原則として、納税誓約書を徴し、時効中断を行うとともに、進行管理を適切に行い、違約の場合は速やかに滞納処分に移行する必要があると考ええる。

(m) 納税折衝時の対応（意見）

税金の納付は納期限までに全額を一括で納付することが原則であることから、滞納者との最初の折衝、相談時に、まずは、滞納分の一括納付を求める必要があり、一括納付が困難である場合でも、納付が可能な額は即刻納付させる必要があると考える。

又、分納の申し出の際には、完納に至るまでの期間に応じた延滞金を納付しなければならないことを、最初にきちんと伝える必要があると考える。

なお、新たな滞納の発生を防止し、既に発生した滞納を解消していくためには、既に滞納分となっているものを、事実上の分納期間（原則１年）で解消させていく一方で、今後納期限が到来するものは期限内に納税させ、滞納者を納期内納税者へと導いていくと言う視点に立って滞納整理を進めていくことが必要であると考えます。

そのためには、納税誓約時に、今後納期限が到来するものは納期限内に納税することを条件とした上で分納を認めることとし、口座振替の勧奨を行うなどして、新たな滞納の発生を防止する具体的な方策を講じる必要もあると考える。

(n) 差押えの適時性（指摘）

滞納となった徴収金が完納されない場合は、法律の規定により、原則として、滞納処分を実施しなければならないが、納付能力等から分納を認めざるを得ない状況にあったものが大半であった。

それら以外で、下記の２例のように、差押えの時期を逸し、その後の滞納整理が進展せず、滞納が長期化するおそれがあると思われる事案が見受けられた。

平成１７年度に発生した事案について、平成２０年度に預金調査を繰り返しているのみで、差押えを執行していない事案があった。この間、税務署と市は預金差押を実施しており、県税のみが乗り遅れている。

平成１８年度に生じた不動産取得税の滞納について、平成１９年度に不動産の調査をしているが、不動産の差押えを実施したのは、平成２１年度末である。

(o) 納税誓約が守られない場合における差押え（指摘）

納税誓約に対する違約が発生した場合は、滞納者に差押可能な財産があって、かつ、完納に至るための担保の提供がない場合は、直ちに滞納処分を執行すべきであると考えます。

今回の監査により確認した範囲では、納税誓約書が徴されていないことや分納開始時の財産調査が不十分なため、分納違約にも関わらず直ちに滞納処分が執行されなかったものがあったが、口頭の誓約違反であっても明らかな違約と判断されるようであれば、速やかに、滞納者に警告するとともに滞納処分に向けた対応を行うなど積極的な姿勢が望まれる。

(p) 大口案件の差押え（意見）

差押えに関しては、前述した財産調査とも関連するところが大きいですが、滞納金が完納されない場合は、差押え等の滞納処分を行うことを前提として、適時適切に財産調査を行い、租税債権確保のためにも、早期に差押えを行うことが重要であると考えます。

今回の監査では、滞納処分に関する法令順守違反は見られなかった。滞納者の事情に配慮して滞納処分に関しては慎重に取り扱っている印象があるが、大口案件に関しては、適切な進捗管理の下、より一層早期着手に努めるべきであると考えます。

(q) 財産調査等と執行停止 (意見)

財産調査等の計画的実施

滞納が発生した段階で、財産調査等は早期に取り掛かるなど、その時機を逸することのないよう、滞納整理に向けた資料収集を早期かつ計画的に実施する必要があると考える。

搜索等の実施

安易に執行停止や不納欠損を行うことのないよう、関係機関への書面による調査だけでなく、場合によっては搜索を実施するなど、十分な調査を実施する必要があると考える。

調査範囲の柔軟的対応

行方不明者については、ネット銀行など別の金融機関に開設している可能性がある判断されるのであれば、既存の調査先にとどまらず、柔軟に調査する必要があると考える。

思い切った滞納処分の執行停止

経済情勢が厳しくなると、滞納処分する財産もなく、税の徴収がほとんど見込めない、いわゆる不良債権が多くなると考えられる。しかし、未収金は毎年発生し、限られたマンパワーで効果的に滞納整理を実施していくためには、財産調査等により徴収可能かどうかを早期かつ適正に見極め、徴収の見込めないものについては、法に則り適正な処理をすることが必要であると考えられる。

「徴収対策実施要領」においても、「真に徴収が見込めない滞納事案について、これを放置することは、いたずらに滞納繰越額を増加させ、徴収率の向上を阻害する要因となっており、ひいては円滑な滞納整理に支障をきたすことにもなりかねない。

検討会議等の有効活用や進行管理の徹底など、組織的対応を図ることにより、徴収可能事案か否か早期に見極め適切かつ適正に整理する必要がある。」としており、真に執行停止に該当するものであれば、思い切って処理をする必要があると考える。

(r) 延滞金の管理 (意見)

現状の問題点	改善案
<p>延滞金の本人通知は定期的にされているものの、地方税法の規定による本税優先の原則から延滞金の回収は本税が回収され延滞金が確定してからである。</p> <p>そのため、本税の回収が長期に及ぶ滞納者については、延滞金額が本税を大きく超える場合があり、延滞金の回収も長期化する可能性が高いと考えられる。</p>	<p>滞納した県税徴収について、本税を優先するという効率性の観点からは理解できるものの、「徴収対策実施要領」には、「本税完結後は、延滞金の通知を出すだけでなく、滞納処分の実施を前提として、延滞金の完全徴収に向けて取り組む。」とあることから、公平性確保の観点から、延滞金についても時効管理の徹底と効果的な催告等により、未納延滞金の圧縮に向けた取組みを図る必要があると考える。</p>

(s) 延滞金の請求 (意見)

一部回収した本税についてその時点での延滞金は適正に計算されるようになっているが、この時点での滞納者への文書による一律の通知はされていない。

理由は途中で通知すると、これが確定した延滞金と勘違いされることが多いとのことであるが、しかし、本税のみならず未収の延滞金についても、相手に対してきちんと知らしめておくことは重要であると考えられる。

イ 措置児童負担金（こども未来課）(本文45頁)

(ア) こども未来課と各児童相談所の連携（意見）

現状の問題点	改善案
<p>こども未来課が残高管理として最終的な集約データを保有しているものの、実際の実務における管理は出先機関である児童相談所が実施している。</p> <p>徴収手続は要綱に従ったものとはいっても、徴収事務の効果・効率性の観点からは、本庁の関与度合を高めることが必要で、出先機関と本庁とが一体として連携協力関係にあるべきである。</p> <p>しかし、徴収金の各個別回収状況や回収計画、回収対策などの情報共有化が図られているとは必ずしも言えない状況であり、本庁としての関与度合が低い。</p>	<p>本庁としての関与が低く、児童相談所任せとなっている割合が多いため、情報共有の観点からも、未収金回収の方針として本庁による関与を高めることが望ましい。</p> <p>本庁の内部監査の結果共有や定期的な出先児童相談所等との情報共有（現場での徴収状況など）を図ることで、データ授受に留まらない本庁の関与度合増加を考慮する必要がある。</p>

(イ) 徴収停止・履行延期の特約等（意見）

要綱第8条において、徴収の猶予等が規定されている。ただし、具体的な要件が定められているわけではなく、納入義務者にやむを得ない事情がある場合に、徴収の猶予や徴収の停止が行われている。この場合、徴収猶予申請書を児童相談所長に対して提出の上で、必要事項を調査し猶予・停止を決定することとしている。

徴収停止及び履行延期等についてはその適用にバラつきがでないように、その要件（理由）を具体的に明記しておく必要がある。

ウ 措置児童負担金（障害者支援課）(本文47頁)

(ア) 負担金額の算出事務（指摘）

現状の問題点	改善案
<p>県が扶養義務者等に対して支払いを求める負担金の額は、児童福祉法上、その能力に応じて算出することとされている。</p> <p>このため、県は、負担金額の算出に当たり、扶養義務者等に対して所得証明書等の提出を求め、その負担能力を調査・確認しているところであるが、関係資料を閲覧したところ、扶養義務者が所得証明書等の提出を怠っていたこと等から、長期にわたり負担能力の確認ができず、結果として、5年分の負担金を一度に請求した事案があった。</p>	<p>請求金額の多寡や扶養義務者等の支払能力にもよるが、こうした取扱いは、未収金の発生リスクを高めるものであり、又、きちんと負担金を納め続けている他の扶養義務者との公平性の観点、金融資産の適切な評価といった観点からも、できるだけ回避する必要がある。</p> <p>扶養義務者等の協力が得られない場合には、その住所所在市町村に対して所得証明書の提出を求めると言う方法もある。</p> <p>この際、市町村に対する調査は強制力のないものとなるが、必要に応じ、県にとって債権管理に役立つこととなる点や、扶養義務者にとっても無用の負担感を抱かずに済むといった点を説明するなどして、調査への協力が得られるよう努めるべきである。</p>

(イ) 未収金管理簿の記載 (指摘)

現状の問題点	改善案
<p>「未収金整理簿」を閲覧した結果、B債務者について時効が成立し、既に不納欠損処理をしていたが、その経緯が記載されていないかった。</p> <p>又、C債務者については、「業務連絡」の文書で細かい経緯や電話のやりとりも記載がされているものの、平成22年8月に口頭での入金約束をしたこと、不明の住所が判明したことなどが、未収金管理簿には記載されていないかった。</p>	<p>「未収金管理簿」は回収への取組みを計画に従って管理していくものであり、今後の取組内容を「督促の状況」欄に適宜記載する必要がある。</p>

エ 下関漁港利用料等 (漁港漁場整備課)(本文49頁)

(ア) 大口滞納解消に向けての現状の取組内容 (指摘)

(現状の取組内容)

A社の経営状況の把握については、毎年、分納計画書を提出させるとともに、決算書の提出を求めているとのことである。又、A社の債務支払能力の調査(財産調査)については、法務局で不動産の所有及び抵当権の状況、市役所で固定資産の状況を把握しているとのことである。時効の中断を図るため、未収金の繰越分・現年分のバランスを見ながら、回収金を充当しているとのことである。

(問題点)

しかし、大口滞納者のA社については、最新の決算状況が把握されていないかった。その後最新の決算書を入手するなどして経営状況を把握しているものの、決算書は債務者の経営状況を把握する重要な資料であり、タイムリーに入手する必要がある。

(イ) 利用料等前納の徹底 (指摘)

現状の問題点	改善案
<p>利用料等は、前納が原則となっている。即ち、「下関漁港管理条例」第24条において、「利用料等は、前納しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。」と規定されている。</p> <p>しかし、B社に対する未収金は、工事の資機材及び現場撤去物等の仮置場として、145日利用させたものであるが、前納が原則であるにもかかわらず、利用料等の納付を確認せずに利用させていた。結果的に、利用期間中にB社が倒産し、利用料等が未収となったものである。</p>	<p>利用許可に際しては、許可日から利用開始日までの間に一定の納付状況確認のための期間を設定し、納付確認して初めて利用開始できるようにするなど、未収金の発生を極力防ぐような手続を整備する必要がある。</p>

(ウ) 延滞金の徴収ルール (意見)

現在、分納による回収額は、未収金元金の返済に優先的に充当しており、延滞金の徴収はしていない。

しかし、延滞金については、延滞金の徴収に関する条例(昭和39年3月26日山口県条例第7号)に基づき徴収することとされていることから、その取扱いを検討する必要がある。

オ 放置違反金（警察本部交通指導課）（本文51頁）

（ア）滞納処分指揮簿（指摘）

現状の問題点	改善案
平成18年度（制度初年度）発生の放置違反金について滞納処分指揮簿を見たところ、長いもので平成19年度途中までの記載がされていないものがあった。	滞納処分指揮簿へは、対応した状況等を必ず記載する必要がある。
滞納処分対象調査状況表については、作成されている滞納者と作成されていない滞納者がある。	全滞納者について作成することが管理上は望ましいが、時間的・コスト的に困難であれば、必要となる作成対象者の基準を設けて、管理効果を最大にすることを検討すべきである。

（イ）公平かつ効率的な債権管理の必要性（意見）

現状の問題点	方向性
放置違反金の未収債権は、1件あたり数万円と小さく、滞納処分はコスト的に損失を生じる場合もあり得る。	<p>本債権は道路交通法違反によって発生したものであり、放置駐車違反の抑止を目的にした行政処分である。</p> <p>未収債権徴収の公平性を確保するため、債権管理は画一的に処理される必要があり、再三の催告に応じず、放置違反金を納付しない悪質な滞納者については、今までどおり、積極的な滞納処分を行う必要がある。</p> <p>費用対効果を考慮して、督促や法的手続の実行による迅速かつ的確な債権回収が求められる。</p> <p>滞納発生初期における督促・催告を強化して早期に回収に結び付けると共に、順次、滞納処分のための財産等調査を実施し、財産が発見されれば、直ちに強制徴収を行うことが必要である。</p>

（ウ）時効中断と法的手続（意見）

現状の問題点	改善案
<p>年度別の未収金発生状況を見ると、平成19年度の8,461千円をピークに、平成20年度は7,579千円、平成21年度は5,133千円と、年々減少傾向にある。とはいえ、平成22年3月末における放置違反金滞納額は11,221千円（滞納件数は727件）もある。</p> <p>本債権は公債権であり、5年経過により自動的に消滅するため、早いものでは、平成23年8月から消滅時効の完成が生じる（平成18年度発生分）。</p> <p>従って、時効中断の方法として自宅訪問等による債務承認の手続きを行う方針とのことであるが、回収担当者が限られており（現状2名）、自宅訪問等を繰り返すのは困難である。</p>	<p>納付交渉に応じない債務者に対しては、粛々と法的手続をすすめる必要がある。</p> <p>その場合、回収担当者2名でも対応できる現実的な手続きをとる必要がある。</p>

(2) 強制徴収権のない公債権

監査対象として選定した未収金のうち、強制徴収権のない公債権に属するのは、生活保護費返還金、児童扶養手当返納金及び補助金等返還金である。

ア 生活保護費返還金（厚政課）（本文53頁）

(ア) 不正受給の発生防止及び早期発見（意見）

一般に、不正受給等の発見時には当該収入等が既に費消されていることが多く、返還金が発生しても納付に結び付きにくいいため、不正受給の発生防止及び早期発見に努める必要がある。これが可能となるためには、発見が遅れた原因を分析し今後の解消策に活かす必要がある。

現状、県においては、大口滞納案件について、以下に示す「生活保護費返還金の発生原因とその防止策等の状況一覧表」が作成されている。滞納案件ごとに、発見が遅れた原因等及びその防止策が具体的に把握されており、今後の不正受給の発生防止及び早期発見に向けて管理できる体制が整備されていると言える。

ただ、現在実施している防止策は全て不正発見等に有効であるとの考えであるが、中には、有効策として決定的なものがない案件もある。例えば、案件Hは、外見的に障害の事実が見えず、戸別訪問でも捕捉できない。このような案件については、管理上特に留意を要するものとして、識別把握し、回収担当者に周知させる必要があると考える。

(イ) 生活困窮者（生活保護受給者ではない）から返還金の分納を行っているケース

a 生活困窮者の分納額（意見）

現状の問題点	方向性
現在、厚生年金の支給日（年6回）に5,000円ずつ納付している。不当利得的な性格を有する返還金（生活保護法第63条）であるから、本来は一括返済が原則である。とはいっても、債務者が生活困窮者であることから、収入等を慎重に確認しながら、生活に支障のない範囲で分納額を決定する必要があり、県の対応はやむを得ない。	ただ、粘り強く時間をかけて回収するといっても、今の分納状況が変わらなければ、完全納付までに約40年かかる。債権が不当利得的性格を有することを考えると、少額でも分納額の増額を要請する必要がある。

b 生活困窮者からの分納額決定のルール化（指摘）

現状の問題点	改善案
生活困窮者からの分納額については、担当者又は健康福祉センターによって取扱いに差が出る可能性がある。	県として一定の基準額を設ける必要がある。特に、生活保護受給者ではない本案件の場合、他の生活保護受給者からの分納額の方が多いケースもあり、一定基準額以下の分納の場合、その理由を明らかにして責任者の承認を受けるようにする必要がある。

(ウ) 生活保護受給者から返還金の分納を行っているケース

a 生活保護受給者からの分納額決定のルール化（意見）

現状の問題点	改善案
生活保護受給者からの分納額については、現実的な完納期間・分納額でなくてもやむを得ないとしても、担当者又は健康福祉センターによって取扱いに差が出る可能性がある。	県として一定の基準額を設ける必要がある。そして、一定基準額以下の分納の場合、その理由を明らかにして責任者の承認を受けるようにする必要がある。

(エ) 個人である大口滞納者に徴収停止を行っているケース

a 徴収停止の判断の客観性

現状の問題点	改善案
<p>当案件は、生活困窮者であり、徴収停止の要件には該当しない。</p> <p>県の方針としても、生活困窮者に対しては、収入等を慎重に確認しながら、生活に支障のない範囲で分納額を決定し、粘り強く時間をかけて回収する方針が示されている。</p> <p>生活保護受給者と同様の生活状況であっても、現に少額分納している滞納者が存在することと整合しない。</p> <p>徴収停止の判断については、担当者又は健康福祉センターによって取扱いに差が出る可能性がある。</p>	<p>徴収停止を行う場合には、債務者間の公平性を確保するため、債務者の所在が不明、又は、債務者が死亡した場合で、相続人のいないことが明らかである時のように、明らかに徴収停止の要件に該当する場合を除き、その理由を示し、責任者の承認を受けるようにする必要がある。</p> <p>又、債務承認の受領等による時効の中断を行う必要がある。</p>

b 徴収停止の管理体制の不備

現状の問題点	改善案
<p>当案件は、徴収停止の要件には該当しないと考える。なぜなら、債務者が死亡しているものの、相続人のいないことが明らかでないからである。</p> <p>現に県は、今後、相続人を調査し、相続人に対し、返還を求めの方針である。徴収停止に必要な調査がされないまま徴収停止がされている。</p>	<p>当案件は、明らかに徴収停止の要件に該当しないケースであり、徴収停止の判断に関しては、生活保護費返還金の管理に不備があると言わざるを得ない。</p> <p>債務者間の公平性を確保するため、責任者の承認等管理体制を強化する必要がある。</p>

(オ) 不正受給の発見が困難なケース

a 大口滞納案件1(意見)

現状の問題点	改善案
<p>本件の返還金の発生原因は、債務者の労災障害補償年金の受給未申告による生活保護費の不正受給である。県による不正受給の発見が遅れたことが、返還金額を多額化させている。</p> <p>不正受給の発見が遅れた原因は、課税調査では発見できない労災障害補償年金を受給していること、及び訪問調査では容易に発見できない障害状況であり、本人の申立て以外にその事実を把握する方法がないことにある。</p>	<p>生活保護費の不正受給を防止するために、労災障害補償年金の受給者情報の提供を定期的に行うことは、個人情報目的外使用となるため、関係機関からの協力を得られない。従って、現在実施している訪問調査時の観察やヒアリングを徹底するしかない。</p> <p>県は、各案件の不正受給発見の遅延原因等を分析・調査し、今後の取組内容を示している。</p> <p>不正受給等の発見・防止に向けて必要な管理が整備されているが、発見策が訪問調査時の観察やヒアリングに限られるケース、又、訪問調査でも発見が困難なケースを峻別する必要がある。</p>

イ 児童扶養手当返納金（こども未来課）（本文58頁）

（ア）県の対応方針の明確化（指摘）

現状の問題点	改善案
<p>平成21年度末の滞納者のうち35名は生活困窮者であり、ほとんどの滞納者が日中留守で、電話催告にも無反応（無視）であり、接触することが困難な状況にある。福祉の観点から強く出られないこともあり、現在、電話催告や戸別訪問、財産調査等を行われていない。</p> <p>しかし、児童扶養手当返納金は、受給者の資格喪失事由により発生するものであり、不当利得の性格を有する。従って、滞納者の現状が生活に困窮していても、納付交渉を粘り強く行い、時間をかけてでも全額返還に努める必要があるが、現状の県の対応には明確な方針がない。</p>	<p>不当利得の性質を有する債権に見合った対応方針を明確にするため、独自のマニュアル作成を検討すべきである。</p>

（イ）時効中断措置の必要性（指摘）

現状の問題点	改善案
<p>児童扶養手当が福祉目的であるとはいえ、児童扶養手当返納金の発生は、資格喪失事由の発生により生じるものであり、返納金は不当利得の性格を有する。従って、1件当たりの未収額が少ないため、コストのかかる法的手続は現実的でないとして、回収可能性がある限り、少しずつでも回収し、時間をかけて粘り強く交渉し、完済を目指すのが正義に適う。</p> <p>そして、長期にわたる未収金の回収を図るためには、時効の中断が重要となる。なぜなら、当該返納金は公債権であり、時効の完成に当たって援用は要しないため、5年の時効期間の成立により自動的に消滅するからである。</p> <p>しかし、現状は、督促状の送付及び年2回の訪問が行われている程度である。債務承認及び一部納付等の時効中断の措置については、個々の管理台帳において償還指導の詳しい状況が記録されていない。</p>	<p>時効中断管理の適切な遂行を図るため、債務者ごとの償還指導記録を充実させ、時効期間が成立しないよう管理する必要がある。</p>

（ウ）債権管理の役割分担の明確化（意見）

現状の問題点	改善案
<p>現在、児童扶養手当返納金に係る業務の担当者は、職務分掌上は1名であるが、担当者は休職中のため、「保育・家庭福祉班」が業務を手分けして行っている。</p> <p>通常の事務処理は1名、償還指導は複数で分担して行っていること等から、個々の滞納者への接触が確実に行われていない状況である。</p>	<p>滞納者への接触等を確実にを行うためには、担当者の役割分担を明確にする必要がある。</p> <p>従って、一時的に、休職中の担当者の業務を班内で手分けして行うのであれば、その役割分担を明確にしておく必要がある。そして、このような対応状態が続くようであれば、新たに専任の担当者を置くことを検討する必要がある。</p>

（エ）債権価値の評価（意見）

生活状況が困窮している滞納者で、将来、返済能力が大きく回復しないことが明らかであれば、会計上は徴収不能額を計上して、債権価値を減額する必要がある。時効期間の成立により自動消滅するような債権を決算に含めると、県の財政状態の判断を誤る可能性があるからである。

ウ 補助金等返還金（健康増進課）（本文 61 頁）

（ア）違反行為の防止（意見）

当未収案件のように、補助対象施設に県の承認なく根抵当権を設定されているような場合、補助金交付決定を取り消しても、補助金の返還は困難であると思われる。従って、県に無断で補助対象物件に根抵当権が設定されないように、まず、従来指導監査の反省を踏まえ、指導監査でのチェックを厳格に行う必要がある。

又、補助対象施設には担保設定ができないように、銀行側に何らかの働きかけが必要であるとする。当案件では、根抵当権の設定は銀行からの融資条件とされているが、当該行為が、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に抵触しないかどうか、融資の専門家である銀行が当然確認すべき事項と思える。銀行として当然確認すべき事項であるとするれば、銀行側にも違反行為の一端を担いだ責任があり、補助金の一部返還が可能ではないかと考える。

更に、当該違反行為については、理事長個人の責任追及を検討すべきである。そうでないと、補助金を受けるに見合った責任になっていないと考える。

（3）中小企業振興目的の貸付に起因する未収金

監査対象として選定した未収金（私債権）のうち、その起因となる貸付金の目的が中小企業振興であるものは、中小企業高度化資金貸付金及び中小企業従業員住宅資金貸付金である。

ア 中小企業高度化資金貸付金（経営金融課）（本文 63 頁）

（ア）貸付先 A（条件変更債権）

a 貸付条件変更の正当性確保（意見）

現状の問題点	今後の対応
<p>「山口県中小企業高度化資金貸付金管理取扱要領」によれば、貸付条件変更の要件として、経済事情の著しい変動といった特別の事情だけでなく、条件変更によって償還が確実であることが挙げられている。前者の要件は県の分析により満たしていると考え、問題は後者の償還確実性である。</p> <p>県は平成 12 年～20 年度まで毎年、条件変更を認めている。この間、組合も毎年専門家の経営指導を受け、経営改善に向けて努力されている。</p> <p>しかし、毎年の条件変更が 9 年間も繰り返される状況では、償還させるためと言うより、元金の延滞を表面化させないために安易な条件変更がされているとしか思えない。中小企業振興と言う貸付目的からみて、県が債権回収より組合支援を優先するのは合理的理由があるが、その支援も債務者間の公平性を著しく害しない範囲で正当性をもつと考えるべきである。</p> <p>結果的に、組合の経営改善を図るための核店舗の誘致努力は実らず、代替手段として誘致予定の土地及び空店舗を賃貸しているものの、家賃収入は高度化資金返済財源に結びついていない。担保の保全状況には問題はないが、現状の対応のままでは今後の返済見込みはない。</p>	<p>結果的には、当債権は平成 12 年当時すでに延滞債権化していたと見ることが出来る。</p> <p>ただ、県としても、機構と十分協議し、承認を得た上、高度化資金が目的とする中小企業及び地域経済の振興等も加味して、条件変更に応じてきている。安易な条件変更ではないとのことである。</p> <p>しかし、当制度は、県と機構が協調して貸付けを行うこととされており、機構の承認は条件変更の正当性を裏付けるものではない。県は、「山口県中小企業高度化資金貸付金管理取扱要領」が示す償還確実性（条件変更によって償還が確実であること）があることを具体的に説明することにより、初めて条件変更の正当性を確保できると考える。今後、同じようなケースでは留意する必要がある。</p>

(イ) 貸付先B(条件変更債権)

(a) 貸付条件変更の妥当性

現状の問題点	今後の対応
<p>当債権については、債権保全の状況に問題はないとしても、今後の償還見込みはない。幾度と繰り返されている条件変更は、償還を確実にするために行う本来の条件変更とは言えず、延滞の実態を見えなくしている。そのため、連帯保証人への請求及び法的措置の検討等、本来とるべき対応がタイムリーにされていない。</p> <p>この点、県としては、中小企業診断士の診断を受け、機構の承認を得た上で、条件変更に応じており、今後の償還見込みがないと言う認識をもっていない。今後も、約定どおりの償還ができるよう、組合の意向の掌握に努めているとのことである。</p> <p>しかし、中小企業診断士の診断結果及び機構の承認は、貸付条件変更の正当性を直接裏付けるものではない。条件変更の正当性を裏付けるのは、償還確実性があるという具体的裏付けに基づく県の最終判断であるが、9回の条件変更(償還猶予)は常識的にみて異常である。今後、償還確実性があることを合理的に説明することは、大きな状況変化が認められない限り、無理であると考える。</p>	<p>貸付条件の変更要件の一つである今後の返済見込み又は償還確実性については、厳格に適用し、分析・調査による客観的な裏付けを確保する必要がある。</p> <p>その結果、今後の償還が確実と評価できない場合には、連帯保証人への請求及び法的措置等の検討を行う必要がある。</p>

(ウ) 貸付先C(条件変更債権)

(a) 貸付条件変更の妥当性(指摘)

現状の問題点	今後の対応
<p>県は平成11年度から22年度まで、12回の単年度猶予を認めている。</p> <p>この間、県は、運営診断に基づく事後助言を実施し、組合の自助努力を支援している。しかし、今後の償還見込みはない。</p> <p>幾度と繰り返されている単年度猶予は、延滞債権の実態を見えなくしているため、連帯保証人への請求及び法的措置の検討等、本来とるべき対応がタイムリーにされていない。</p>	<p>貸付条件の変更要件の一つである今後の償還確実性については、厳格に適用し、分析・調査による客観的な裏付けを確保する必要がある。その結果、今後の償還が確実と評価できない場合には、連帯保証人への請求及び法的措置等の検討を行う必要がある。</p> <p>なお、現在、「経営改善支援協議会」において、市、商工会議所、金融機関、中小企業診断士等の参加を得て、抜本的対策の検討をしているとのことである。</p>

(b) 債権保全手続の適切性(指摘)

「山口県中小企業高度化資金貸付金管理取扱要領」によれば、担保権の管理として、担保物件の価格が減少し、債権保全上支障があると認められる時は、追加担保を徴する等の必要な措置を講ずる旨定められている。

追加担保

しかし、平成21年4月の担保物件(土地・建物)評価額は983,147千円であり、平成22年3月末の条件変更債権1,594,021千円を下回っており、担保不足610,874千円が生じているにもかかわらず、追加担保の提供は要求されておらず、必要な債権保全手続がされていない。

担保物件の評価

又、評価に際して、土地は固定資産税評価額を0.7で割戻し、建物は固定資産税評価額

に0.8を乗じているが、他の担保物件では固定資産税評価額に0.7を乗じている。仮に、0.7を乗じた場合、担保物件の評価額は797,142千円となり、担保不足は796,879千円となる（担保不足は約186,000千円増加）。

掛け目は、地域性・個別性を勘案し、県において妥当と判断した比率を用いるとはいっても、当担保物件の掛け目が地域制・個別性を反映したことの裏付けはない。他の担保物件の掛け目と大きく違う場合には、その根拠を具体的に示す必要がある。

(c) 債権の評価（意見）

決算において債権の価値を正しく示すためには、連帯保証人への請求、財産調査等の実施により、債権の回収可能額を見積もる必要がある。そして、連帯保証人からの回収見積額が担保不足額を補えない場合には、その額を徴収不能額に計上し、会計上債権価値を減額する必要がある。

(エ) 貸付先F（条件変更債権）

(a) 単年度猶予の繰返し実施（指摘）

現状の問題点	今後の対応
<p>「中小企業高度化資金 債権管理事務処理の手引き」によれば、「単年度猶予は、突然の事故等による資金ショートに陥った時の救済措置と言う位置付けになるため、単年度猶予を行った翌年度は正常償還に戻ることが原則となる。従って、翌年の償還見込みが立たないままでの単年度猶予は認められず、その場合は「複数年度の猶予を検討する」とある。</p> <p>しかし、実際には、翌年の償還見込みが立たないまま、平成9年度から平成18年度まで、単年度猶予が10回も繰返されている。複数年度猶予を行う場合は、単年度猶予に加え、貸付元金の2分の1以上が償還済みと言う要件を満たす必要があり、そのため単年度の猶予を繰返していたものと思われる。</p> <p>又、単年度猶予の要件の一つに「担保評価額が貸付元金残高を上回っていること」とあるが、この要件は満たしていることの確認はされていない。</p>	<p>毎年の償還猶予を長期間繰返すのは、債権の延滞債権化を防ぐためであり、不良資産隠しと言える。このような状態が10年間続いたと言うことは、県には、債権の実態を正しく報告するための管理体制が整備されていないと言える。</p> <p>条件変更はあらかじめ定められたルールに従って厳格に行う必要があり、所管課の恣意性が入らないように、管理体制を見直すべきである。</p>

(b) 最終償還期限の10年延長（意見）

現状の問題点	今後の対応
<p>「山口県中小企業高度化資金貸付金管理取扱要領」によれば、貸付条件変更の要件として、経済事情の著しい変動といった特別の事情があること、条件変更によって償還が確実であることが挙げられている。</p> <p>前者の要件は県の分析により満たしていると考えますが、後者の償還確実性については、変更後の償還計画を見る限り、その要件を満たしているとは言えない。</p> <p>償還計画、最終年度（平成29年度）の償還額は1,346,812千円であり、返済予定額の約97%となっている。これは、貸付条件変更を認めることだけを目的に</p>	<p>県は、今後の対応として、分納計画の確実な履行を見守り、貸付先親会社の民事再生手続の動きを注視すると共に、貸付先の意向を確認しながら、対応を検討するとしている。</p> <p>条件変更契約を交わし、一部分納も認めている以上、平成29年までの6年間、この対応方針でやむを得ないが、今後、仮に、償還の一部が未履行になった場合には、財産の差押え等の</p>

した非現実的な償還計画である。条件変更の時点で既に償還確実性は返済計画に織り込まれておらず、本来、条件変更できる要件は満たされていない。	法的措置をとることを検討する必要がある。
--	----------------------

(c) 債権回収見込額の算定(指摘)

平成22年10月1日に評価された担保物件の額は全体で532,506千円であり、そのうち県の債権回収見込額は416,700千円である。

現時点の貸付額1,605,348千円から担保評価額416,700千円を控除した969,952千円については、徴収不能額に計上すべきである。

(オ) 貸付先G(条件変更債権)

(a) 連帯保証人への請求(指摘)

この案件については、駐車場の任意売却等、時間をかければ全額回収の可能性があり、中小企業支援の観点から、法的措置を採らず、長期回収を容認することの合理性はある。ただ、連帯保証人への通知・請求は公平性の観点から行う必要があると考える。

(カ) 延滞債権区分の貸付先(9組合)

a 貸付先AA(延滞債権)

(a) 今後の対応策(指摘)

現状の問題点	今後の対応
<p>未返済額の11億1,380万円について、平成14年9月以降、毎年、変更契約を交わしているが、事実上は不定額の分納となっている。結果的に、平成22年2月までの約7年間で回収されたのは1,730万円(回収率1.6%)に過ぎない。</p> <p>平成21年度末現在の延滞金は10億9,650万円であり、このままの返済状態が続けば、全額返済するのに約44年かかる。現時点において債権のほとんどが回収不可能である。</p>	<p>客観的調査</p> <p>まず、回収に長期間かかる現状を打開するため、少額償還の解消の見通しがどうか検討する必要がある。現状は、毎年の変更契約を繰り返しているが、事実上不定期分納がされており、その裏付けとなる客観的調査をする必要がある。償還額の大幅な増額が将来的にできないことが明らかであれば、法的措置を検討すべきである。</p> <p>法的措置をとらない理由明確化</p> <p>契約変更を毎年形式的に繰り返している現状は、契約不履行として財産差押等の法的措置へ移行するのを回避しているとは思えない。財産差押等の法的措置をとらないのであれば、その合理的理由を明らかにすべきである。</p> <p>不納欠損処理の検討</p> <p>分納の大幅増額が期待できず、又、担保物件の処分が事実上できないのであれば、債権のほとんどを不納欠損処理することを検討すべきである。</p> <p>債権価値の減額</p> <p>会計上は、回収可能性のない債権が県の財産として計上されるという問題がある。不納欠損処理しない場合でも、徴収不能額を計上し、会計上債権価値を減額する必要がある。</p>

(b) 担保不足(指摘)

平成8年に担保物件(土地)は675,451千円と評価されている。地価公示価格の変動率により、平成22年3月末の担保物件の評価額は、平成8年に比して29.3%減少しており、477,544千円と推計される。平成22年3月末の延滞金は1,096,500千円であるから、平成22年3月末にあつては618,956千円の担保不足が生じていることになる。

「山口県中小企業高度化資金貸付金管理取扱要領」によれば、担保権の管理として、担保物件の価格が減少し、債権保全上支障があると認められる時は、追加担保を徴する等の必要な措置を講ずる旨定められている。従って、必要な債権保全の手続きをとる必要がある。

b 貸付先BB(延滞債権)

(a) 債権の回収可能性(指摘)

平成15年9月、県は、県内中小企業の振興、雇用の維持・確保の立場から、長期(30年間)の分割返済計画を認め、又、再生手続中の抵当権の実行を見合わせることを、BB組合との間で協定を締結した。別徐権価格金668,829千円の最終償還年度は平成45年である。

しかし、次のとおり、平成15年度から平成18年度までは、再生計画案通り年間28,003千円の償還がされていたものの、平成19年度以降、償還額は減額し不定額となっている。これは、経済情勢の悪化等により組合収入が大きく減少したため、弁済協定の変更を行ったものである。このままの償還額が続けば、全額償還されるまで60年以上かかる。債権全額を回収可能と評価するのは困難な状況にある。

従って、回収可能額を見積り、回収不能額から担保価値を控除した部分について徴収不能額を計上すべきである。

(b) 担保不足(指摘)

平成21年4月に担保物件(土地・建物)は452,201千円と評価されている。平成22年3月末の延滞債権は888,806千円あり、担保不足は436,605千円生じていることになる。

「山口県中小企業高度化資金貸付金管理取扱要領」によれば、担保権の管理として、担保物件の価格が減少し、債権保全上支障があると認められる時は、追加担保を徴する等の必要な措置を講ずる旨定められている。従って、必要な債権保全措置をとる必要がある。

(c) 抜本的対応策の必要性(意見)

現状の問題点	改善案
<p>高度化資金の貸付目的は、県内中小企業の振興、雇用の維持・確保であるから、県が抵当権の実行による債権回収よりも、当該組合の再生を優先するのは妥当な判断である。しかし、それでも許容できる債権回収期間は、債務者間の公平性を考えると、当初計画の30年が限界ではないかと考える。現状のままでは、延滞債権の全額回収に長期間を要し、限界を超えているため、抜本的な打開策を検</p>	<p>客観的ルールに基づいた法的措置の検討 中小企業振興等の公益目的と債務者間の公平性とのバランスを図るためには、許容できる債権回収期間(例えば当初計画の30年間)と許容できる不履行期間を明確化し、許容範囲を超えた場合には抵当権の実行による債権回収を図るのが正義に適うと考える。 許容範囲を超えてもなお、抵当権の実行による債権回収をとらないのであれば、その合理的理由を明らかにし、県としての正当性を確保するため、税務課等の債権管理統括部署の承認を得るようすべきである。</p>

<p>討する必要がある。</p> <p>この点について、担当課は、今後、再生計画及び別除権弁済協定の確実な履行がされるよう注視すると共に、さらなる債権回収に向け努力する方針を掲げているが、対応策の客観的ルールを示さないと、弁済協定の変更だけが繰り返され、債権の回収可能性がますます困難になる可能性がある。</p>	<p>合理的理由のない案件については、定めた基準に従って法的措置をとる必要がある。</p> <p>連帯保証人への請求の検討</p> <p>又、担当課は、連帯保証人への請求については、弁護士の指導を得ながら、今後も効果的に行うことを方針として掲げている。連帯保証人への効果的請求に関して、参考にし実行した弁護士の意見については、全庁的な対応策として具体化し、今後の類似案件に活かすことが望まれる。</p>
--	---

c 貸付先DD（延滞債権）

(a) 連帯保証人に対する県の対応（意見）

現状の問題点	改善案
<p>平成17年7月において、連帯保証人からの調査票の回収が1件もなく、誠意がないことから、協同組合を通しての連帯保証人への返済負担の実現は困難な状況が予想できたとされるにもかかわらず、その後も、県から連帯保証人に直接、債務の現状を通知し、又、協同組合に再度連帯保証人の資産状況資料の提出依頼がされているが、効果的な対応とは思えない。</p> <p>その結果、平成21年度末の延滞金が5億3,700万円であり、現状年間438万円の償還では、完済するまで123年以上要する状況に陥っていると言える。</p>	<p>当該資金貸付の目的は中小企業振興であるが、当初組合事業は廃止されている以上、債務者間の公平性、債権管理事務の効率性の観点から、連帯保証人（組合員）に対する請求、法的措置等の抜本的な回収策を講じる必要がある。</p> <p>又、法的措置をとらないのであれば、それが債権回収上有利であることを明確に示す必要がある。</p> <p>なお、県は、平成21年度に、交渉可能な組合員の償還能力を把握するための財産調査等を、債権回収専門会社を活用して実施しており、今後、その結果を踏まえて担保物件の任意売却を含む債権回収を図ることが予定されている。</p>

(b) 担保不足（指摘）

現状の問題点	改善案
<p>平成21年10月に担保物件（土地・建物）は1億1,540万円と評価されている。平成22年3月末の延滞金は5億3,760万円あり、担保不足は4億2,220万円生じていることになる。</p>	<p>「山口県中小企業高度化資金貸付金管理取扱要領」によれば、担保権の管理として、担保物件の価格が減少し、債権保全上支障があると認められる時は、追加担保を徴する等の必要な措置を講ずる旨定められている。従って、必要な債権保全策を講じる必要がある。</p>

d 貸付先HH（延滞債権）

現状の問題点	改善案
<p>資金償還据置期間（2年）の間に、既に破綻している。しかし、県の対応は通常の指導であり、財産調査等による返済能力の評価、連帯保証人への通知・請求及び差押え等の法的措置は検討されていない。</p> <p>延滞金の回収は、平成元年に38千円、平成4年に400千</p>	<p>連帯保証人への請求、差押え等の法的措置を検討する必要がある。</p> <p>なお、県の今後の方針として、連帯保証人の相続調査を開始</p>

<p>円がされ、その後平成14年度から少額の返済が毎年されているに過ぎない。</p> <p>平成19年の競売配当7,797千円を除けば、現時点まで1,866千円しか回収されていない。20年近くの間、延滞金のごく一部しか回収されていないのに、連帯保証人に対する請求はされていない。</p>	<p>し、連帯保証人及びその相続人からの債権回収に関する事務を弁護士に委託することが決められている。</p>
---	--

e 貸付先II(延滞債権)

(a) 延滞の原因分析(指摘)

現状の問題点	改善案
<p>組合の共同事業は、その全てをA社が組合へ発注すると言う前提で組み立てられているが、当初からA社からの受注額が期待額250,000千円を下回っていたことから、経営不振に陥った。</p> <p>延滞の原因は、組合の共同事業が当初からA社の業績に大きく左右される計画となっていることにある。</p>	<p>高度化資金の貸付趣旨(中小企業振興)から、ある程度のリスクを県が負うことはやむを得ない。</p> <p>しかし、結果的に貸付金が延滞に陥った場合、県として原因分析を行い、対応可能原因と対応不能原因に分類し、対応可能原因については今後の貸付審査等に反映させる必要がある。</p>

イ 中小企業従業員住宅貸付制度(経営金融課)(本文80頁)

現状の問題点	改善案
<p>現在保証人を調査していると言うことは、数十年に渡ってその都度追跡できていないことの裏返しであり、過去の債権保全措置に不備があったと言える。</p> <p>今後の回収作業について、所管課内部では、連帯保証人の追跡調査の上での請求、弁護士との協議などある一定の方針が決まっているが、県として承認されたものとなっていないため、所管課単独で回収事務をスムーズに行えるか疑問である。</p>	<p>現在、契約関係を整理している途上にあるとのことであるが、主たる債務者及び連帯保証人の現況や、保証人の異動状況(1)など、可能な限りの書類から追跡調査を早急に進め、県として誰に回収を請求するかを明確にする必要がある。又、回収困難案件として税務課へ移管することも検討する必要があると考える。</p>

(ア) 債務者区分の見直し検討(指摘)

(現状の問題点)

全庁的なガイドラインによる債権分類において、以下のように債務者分類が行われている。

債務者	債権金額	債権分類(2)	内容
B社	15,529千円	要注意	建設費
C社	6,871千円	回収困難	建設費
D社	11,259千円	回収困難	建設費
合計	33,659千円		

上記のうち、C社及びD社の債権分類は回収困難債権に区分されている。しかし、C社については清算手続中、D社については破産が確定している。又、D社については、現時点で連帯保証人の追跡等も整理ができていない。

(改善案)

従って、両社は、実質的には回収困難債権ではなく、回収不能債権に分類され、相応の対応方針がとられるべきと考えられる。この分類の違いにより、回収に向けた対応方針が異なるため、債権分類は厳格に行う必要がある。

(イ) 不納欠損処理のタイミングの妥当性(指摘)

(不納欠損処理の理由)

A社については、平成21年度に不納欠損処理(3,415千円)されている。不納欠損処理の理由は、A社は昭和55年に破産宣告を受け、昭和58年に破産終結している。又、連帯保証人2名のうち1名は既に死亡し、相続人全てが昭和58年3月16日に相続放棄しており、もう1名は昭和58年12月21日に破産終結している。以上のことから、山口県会計規則第226条第1項第3号に定める「法令の規定に定める権利の消滅」に該当したためとのことである。

(問題点)

しかし、不納欠損処理する時期がなぜ平成21年度なのか、その根拠は上記の理由の中には見当たらない。昭和58年において、当時の状況から回収可能性は全くないのであるから、不納欠損処理すべきであったと言える。

(ウ) 潜在的違約金の存在

違約金(延滞利息)は、実際に収納された日に、延滞日数に対応して年率14.5%で計算される。従って、未収残高に対しては将来の潜在的違約金が存在しており、それが顕在化した場合には、元金の未収残高より膨大な未収債権が回収不能となるリスクがある。債権管理としては、元金の未収残高のみならず、潜在的な違約金の未収債権を踏まえた管理を行い、相応の対応方針を定める必要がある。

(4) 農林水産業改善目的の貸付に起因する未収金(本文83頁)

監査対象として選定した未収金(私債権)のうち、その起因となる貸付金の目的が農林水産業改善であるものは、農業改良資金貸付金、林業・木材産業改善資金貸付金及び沿岸漁業改良資金貸付金である。

ア 農業改良資金貸付金(農業経営課)

(ア) 延滞者甲(指摘)

交渉記録に不備がある。即ち、平成16年度からの3年間は予定通りの分納がされていないにもかかわらず、交渉内容は何ら記載がされていない。

財産調査等がされていない。具体的には、平成15年度に、事実上の分納を認めているが、財産及び収入の調査はされておらず、分納額の客観的裏付けはされていない。平成19年度にも、県は2万円の納付書を送付することにより、変動的な少額分納を事実上認めているが、財産及び所得調査はされていないため、分納容認の客観的裏付けがない。

平成21年度は、毎月2万円の分納がなされ、平成22年度には分納の増額をしているが、財産調査等を行っていないため、分納額増額の客観的裏付けがされていない。

連帯保証人への連絡を県から直接行っていない。

現地確認は平成21年度にされているが、延滞後から8年間一度もされていない。

回収可能性に問題がある。即ち、増加後の分納額は毎月5万円であり、このままでいくと全額返済までに約28年かかることとなるので、分納額を増額させるなど、滞納額の圧縮を図る必要がある。

(イ) 延滞者乙(指摘)

交渉内容の記録に不備がある。即ち、当初の滞納発生日は平成10年1月であるが、交渉記録の始まりは平成12年9月となっている。それまでの2年8ヶ月は償還記録簿への記録がされていない。又、平成16年3月において、滞った場合には連帯保証人に請求する条件で、分納の見直し(毎月125千円)を行っているが、平成16年途中から納入はストップしたままである。交渉内容も、平成16年~20年3月まで記録されていない。予定通りの分納がされていないにもかかわらず、交渉内容は何ら記載がされていない。

更に、償還を再開する旨の連絡があった平成20年3月から、償還を困難と判断した平成21年10月までの約1年半、交渉記録は残されていない。

財産調査等がされていない。具体的には、平成13年1月に、事実上の分納(毎月100千円)を認めているが、財産及び収入の調査はされておらず、分納額の客観的裏付けはされていない。本人及び連帯保証人の財産調査等も実施する必要がある。

連帯保証人への連絡・請求はされていない。即ち、当初の延滞発生時に連帯保証人も交えて今後の償還計画を検討する必要がある。又、平成16年3月に、滞った場合には連帯保証人に請求する条件で、分納を見直し(毎月125千円)、その後予定通りの分納がされていないにもかかわらず、連帯保証人への請求はされていない。

平成16年12月以降、県との約束が守られてないにもかかわらず、法的措置等の検討がされていない。

(ウ) 延滞者丙(指摘)

交渉記録に不備がある。即ち、平成16年3月に、新たな分納(毎月60千円)の約束を交わしたが、1回履行されただけで終わっている。その後の交渉内容は、平成20年3月まで記録されていない。

財産調査等がされていない。具体的には、平成14年の滞納発生後、事実上の分納(毎月100千円)を認めているが、財産及び収入の調査はされておらず、分納額の客観的裏付けはされていない。本人及び連帯保証人の財産調査等も実施する必要がある。

(エ) 改善案(大口滞納者3名に共通)

a 交渉記録の不備(指摘)

交渉内容の記録は、担当者又は管理監督者が現在の進捗状況を確認するためだけでなく、滞納解消に向けての今後の取組内容を具体的に決めていくために必要なものである。償還記録簿へ交渉記録を残すことにより、延滞者に対する効率的かつ公平な対応が確保できると考える。

b 財産調査等の必要性(指摘)

適切な滞納処分を可能とするためには、財産調査をタイムリーに実施すると共に、財産調査の対象範囲については、安易に分納や徴収停止、欠損処理とならないよう、滞納者の属性を考慮して適切に定める必要がある。

又、財産調査には相当な事務負担がかかるため、延滞案件の内容を勘案し、優先順位を付して、計画的・効率的に実施する必要がある。

c 連帯保証人への連絡・請求等の必要性（指摘）

連帯保証人への連絡及び請求等は、ほとんどされていない状況にあるが、大口延滞者丙の場合、タイミングとしては遅いものの、平成22年8月の面談の際に借受人と連名で分納誓約書も収受している。以降、連帯保証人と共同で約定どおりの償還が行われており、一定の成果を生んでいる。

延滞発生後、即座に、延滞金の状況連絡及び請求予告を文書で行うことを徹底する必要があると考える。一定期間反応がない時は、連帯保証人への請求を行うべきである。

(オ) その他の延滞者

a 貸付手続（指摘）

申請書等に、申請年月日がないものが見受けられた。

委託機関の長及び農林事務所長は、県の直貸を受けた借受者から経営状況の報告を受け、それを県に提出することとなっている。しかし、委託機関の長及び農林事務所長において、経営状況の現地確認の状況や事務所として判断をした結果等の記録が残されていない。

当制度はすでに廃止されているが、今後同様の制度が創設された時には留意する必要がある。

b 回収困難事案の税務課引継ぎの検討（意見）

山口県の農業者の経営安定など、農業者の基盤の安定確保等の重要性は理解できるが、償還開始当初から延滞が始まっている者や、長期にわたり延滞している者に対しては、税務課への引継ぎ等について、検討をする必要があるのではないかと考える。山口県の農業の安定とのバランスもあるが、税務課への引継ぎを検討している旨を本人に知らしめることも必要と考える。

イ 沿岸漁業改善資金貸付金（水産振興課）(本文91頁)

(ア) 貸付審査の妥当性（指摘）

現状の問題点	改善案
<p>貸付当初の審査において、貸付けの必要性や収支計画等が綿密に審査されており、それ自体に延滞原因となるところはない。延滞原因は外部的要因による漁業経営の悪化によるところが大きい。</p> <p>ただ、延滞の個別的事情として、サラ金への多額の返済及び父親の多額借金の肩代わりというケースもあり、収支計画に反映されていない資金利用があったことが窺われる。そこで、事前の貸付審査において、以下に示す事項について、改善に向けた検討が必要であると考え。</p>	<p>貸付けにかかる直接の事業費だけしか返済計画に記載されていない。例えば、中古船を購入するために貸付金を利用する場合、中古船購入費を事業費として計上しているだけである。</p> <p>貸付申請者の支払能力（支出）を審査する際には、漁業開始に必要となる直接の経費のほか、それに関連する事業費も含めた返済計画を評価する必要がある。</p> <p>保証人2名が担保されているが、財産調査又は所得調査等はされていない。</p> <p>漁協の意見書ではその妥当性について簡単な検討がされているのみである。貸付時に保証人の支払能力を裏付けるための財産調査等の必要性を検討する必要がある。</p>

(イ) 滞納者の債務支払能力の評価（指摘）

現状の問題点	改善案
<p>当該債権の回収マニュアルによれば、「延滞の期間が6ヶ月を経過しても支払誓約書を提出しない場合、又は、支払誓約書に従って支払を行わずその期間が3ヶ月を超える場合には、延滞者の財産及び収入等の調査を行う」とある。</p> <p>しかし、現状、当該延滞者から支払誓約書の提出を受けていないものが多く、分割納付等が順調な場合は財産又は収入等の調査はされていない。これでは、客観的にみて分納が徴収上有利かどうか不明である。</p>	<p>延滞金については一括払いが原則であるから、分割払いを認める場合には、漁協からの情報提供と本人との面談だけで判断せず、滞納者の納付能力について客観的な裏付調査を実施する必要がある。</p> <p>今後は、当該債権の回収マニュアルに沿って具体的な財産又は収入等の調査を行う必要がある。</p>

(ウ) 連帯保証人に対する弁済請求（指摘）

現状の問題点	改善案
<p>連帯保証人の保証能力は当初貸付時の審査以降はされていない。又、延滞金の状況及び請求の予告を文書で通知しているが、延滞者の分割納付の状況などを勘案し、連帯保証人への請求に至っていないものが多い。</p>	<p>平成21年度から適用開始の債権回収マニュアルには、長期延滞者への対応として連帯保証人への請求が記載されている。今後は、独自の債権回収マニュアルに沿って、連帯保証人への請求を行う必要がある。</p>

(エ) 強制執行の対象債権の具体化（意見）

現状の問題点	改善案
<p>当債権について強制執行の手続は一度も実施されていない。これは、延滞者である漁業者を結果として廃業に追い込むことになり、担い手の育成、新規就業者の確保を進める貸付目的に矛盾すると言うのが県の考えである。</p> <p>そのため、分割納付を中心にした対応がされてきた。今後は、債権管理マニュアルに従って行う方針とのことである。</p> <p>しかし、当債権の回収マニュアルには、長期延滞債権で債務者本人又は連帯保証人への支払督促申立て後の事務処理は、民事訴訟法第383条に定める手続きにより行うとあるだけで、具体的な内容記載がされていない。</p> <p>そのため、強制執行の判断にバラツキが生じ、債務者間の公平性が図れない可能性がある。</p>	<p>そのため、債権回収の公平性と効率性のバランスを図る観点から、強制執行の対象となる債権の具体的状況も明記する必要がある。</p> <p>例えば、支払督促により債務名義を取得した場合で、債務者が任意に弁済する姿勢を示さない時は、原則として強制執行の手続きをとること等、マニュアルの中に具体的に明記する必要があると考える。</p>

(5) 学生貸与的性格の貸付に起因する未収金

監査対象として選定した未収金（私債権）のうち、その起因となる貸付金の性格が学生貸与的なものであるのは、看護師等修学資金返還金及び高等学校等進学奨励費である。

ア 看護師等修学資金（医務保険課「地域医療推進室」）（本文94頁）

（ア）今後の取組内容（意見）

現状の問題点	改善案
<p>貸付金総額1,800千円に対する平成21年度末の返還金未収残高は1,650千円である。調定期限未到来（潜在的未収金）はなく、当初の滞納発生から7年経過しているが、10%しか回収されていない。</p> <p>税務課引継ぎの協議対象となる案件は滞納期間1年以上であり、この案件は平成19年1月以降、連帯保証人である母親から毎月3千円ずつの入金があるため、対象外になっている。しかし、このままでは全額回収するのに約45年かかる。</p>	<p>債務者は県外の医療機関に勤務しているため、本人に対して償還能力に応じた金額を毎月の償還額とすることを要求していく必要がある。</p> <p>医務保険課としては、今後、増額又は本人への返還を求めるとのことであるが、全額回収に約45年かかる分納状況が改善されないようであれば、税務課への引継ぎを検討すべきである。</p>

（イ）延滞利息の取扱い（指摘）

現状の問題点	改善案
<p>延滞となっている返還金が一部回収されているが、延滞利息の請求はされていない。実質的に免除されている。</p> <p>延滞利息の取扱いについては、「保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付規則第12条」において、「修学資金の貸付けを受けた者は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつた時は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。」旨定められている。</p>	<p>しかし、これまで延滞利息を徴収した事例は見当たらず、又、徴収しないこととした根拠についても明らかでない。</p> <p>延滞利息は徴収するのが原則であり、今後、延滞利息を徴収しないこととする場合には、まずはそのルールを明確化し、更に、個々の事案ごとに徴収しないこととした理由を明らかにする必要がある。</p>

イ 高等学校等進学奨励費（教育庁人権教育課）（本文98頁）

（ア）未収金解消に向けた今後の取組内容（意見）

平成21年度末の高等学校等進学奨励費の未収金については、発生原因が分析されている。そして、平成22年4月に債権管理協議会が設置され、税外未収金の全庁的な回収対策が取り組まれている。当該進学奨励費についても、未収金の回収と発生防止の具体的な検討がされており、平成21年度の実績と成果が示されている。

今後の課題としては、未収金解消のための具体的な取組内容を個々の案件ごとに計画化・明確化すると共に、取組みに期限を設ける必要がある。

期限ごとに実際の実績と計画内容を比較し、計画に向けて実際の実績をコントロールしていく必要がある。又、返還金の回収に効果がない時には計画内容を見直す必要がある。

（イ）債権管理マニュアルの見直し（指摘）

現状の問題点	改善案
<p>高等学校等進学奨励費については、独自の債権管理マニュアルが作成されている。当該債権管理マニュアルには、奨学金等の収納未済金を確認した時は、収納未済者に対して、督促状の送付、</p>	<p>独自の債権管理マニュアルを作成しているものの、実際の運用においては、プライバシーへ</p>

<p>「返還のお願い」の送付、電話による指導及び戸別訪問による指導の手続きを行う旨定められている。更に、法的措置等を検討することが示されている</p> <p>しかし、実際の対応は、督促状の送付、「返還のお願い」の送付及び父母への接触にとどまっている。しかも、督促、返還のお願いの送付は借受者指定の住所にされている。</p> <p>一方、電話及び個別訪問による指導については、その実行が難しいため、マニュアル通りには実施されていない。</p>	<p>の配慮が求められており、県から借受人本人への能動的な接触が難しい状況にある。それが県の方針であれば、マニュアルに反映させ、債権管理の具体的基準として明確にする必要がある。</p>
--	--

(ウ) 対応履歴の管理 (指摘)

現状の問題点	改善案
<p>債権管理簿はソフトで作成され、債務者毎の債権状況は情報システムに登録されている。システム集計結果から、督促状を送付し、督促送付したもののなかから納入されなかった債権者については、「返還のお願い」を毎月送付している。</p> <p>しかし、基本的に、督促状及び「返還のお願い」の送付以外に、県が債務者に対して能動的に行っている手続きはない。対応履歴は、原則としては債務者側からの接触があったもののみが資料として保管されているだけであり、誰にどのような対応をしているのかが台帳上は不明瞭である。</p>	<p>債権管理を適切に行うため、各債務者への対応・交渉記録の全体を明らかにする必要がある。</p> <p>何らかの事情により、相手先から連絡があった時だけ折衝資料等を作成し保管しているのであれば、その事実及び理由を債権管理簿上明らかにする必要がある。</p>

(エ) 長期延滞債権の発生時期及び理由の管理 (意見)

現状の問題点	改善案
<p>台帳はシステム利用で作成されているが、現状のシステムには、債務者ごとの延滞金発生及びその回収時期が一覧できる資料をアウトプットする機能は備わっていない。</p> <p>債務者個々の延滞状況及び回収可能性は、1人1人の台帳を見ていかないと把握できないため、延滞者が1,000人近くいる状況では、延滞者を絞り込んだ重点的・効果的な債権管理が困難な状況にある。現状は、重要な債権管理行為がされていないと言える。</p>	<p>債務者全体の延滞金発生及びその回収時期は、債権管理の基本的方針を決めるのに必要な重要情報であり、担当課の責任者が定期的にその状況を分析することは重要な債権管理行為である。現状、システム対応ができないのであれば、手作業により延滞状況の分析表を作成する必要がある。</p> <p>又、未収管理の効率性の観点からは、既存システムの改修等を検討する必要がある。</p>

(オ) 連帯保証人に対する請求（指摘）

現状の問題点	改善案
<p>保証人は、(旧)山口県地域改善対策奨学金等貸与条例施行規則第7条によって保証人を立てることとなっている。</p> <p>しかし、保証人に対する履行請求については、平成21年度に作成された債権管理マニュアルにおいても、積極的に実施するような位置付けになっていない。実際にも、連帯保証人に請求された実績はない。</p>	<p>連帯保証人に対する履行請求については具体的基準をマニュアル化して、債務者間の公平性を確保する必要がある。</p> <p>ただ、現実的対応として債務者の個別事情を考慮する必要がある場合には、その理由を明らかにして、マニュアルに従った画一的処理をしないことに合理性があることを示す必要がある。</p>

(カ) 返還免除の規定の有無と適用状況の把握（意見）

現状の問題点	改善案
<p>生活保護基準等により、生活困窮者については最長5年分の返還免除を行う。しかし、免除されるのは将来約定分のみであり、過去分の免除はない。</p> <p>過去の部分については、分割の話し合い個別的に対応していくことになるが、回収可能性のない未収金が残ったままになっている。</p>	<p>生活保護基準等により将来約定分の返還免除を行った場合、過去分について回収可能性があるとは思えない。</p> <p>制度上は、粘り強く回収する努力を続けていくにしても、会計上は相当額の未収金価値の減額を行う必要がある。この場合の未収金の評価について一定の基準を設けることを検討する必要がある。</p>

(キ) 不納欠損処理（意見）

現状の問題点	改善案
<p>収入率が60%を切っており、これから未収入金が増加していくことが想定される。回収努力も大事ではあるが、回収可能性のない債権が県の保有する財産に含まれないよう留意する必要がある。</p> <p>過去、不納欠損処理は3名されているが、免除事由は全て死亡である。これでは、実質的に回収できない債権が県の財産に含まれたままとなる。</p>	<p>不納欠損処理については要件を規定する等、客観的に行える仕組みを整備することを検討する必要がある。</p> <p>実務的に不納欠損が無理であれば、会計上、所在不明者及び時効期限完了の債権は全額、徴収不能額とする必要がある。</p>

(6) 福祉目的の貸付に起因する未収金

監査対象として選定した未収金（私債権）のうち、その起因となる貸付金の目的が福祉であるものは、母子寡婦福祉資金貸付金、高齢者住宅整備資金貸付金、障害者住宅整備資金貸付金及び心身障害者扶養共済制度である。

ア 母子寡婦福祉資金貸付金（こども未来課）(本文103頁)

(ア) 過去に実施した包括外部監査の結果に基づく措置状況

(a) 指摘の背景

母子寡婦システムは財務会計システムとリンクしていないため、貸付け・調定データについては、各健康福祉センターが入力したものをこども未来課が集約し、それを会計課へ登録依頼している。一方、収納については、会計課から収納データを取得し、こども未来課にてそのデ

ータを母子寡婦システムに反映させている。財務会計システムと母子寡婦資金貸付金システムにおける出力データ間に差異が生じる基本的な原因は、次のとおりである。

システムに起因する差異

貸付対象外になった場合や貸付後に辞退を申し出た場合等の修正は、母子寡婦資金貸付金システムでは管理しないが、財務会計システムでは返還額(戻入金)として管理されるため、その分だけ差異が生じる。

処理漏れに起因する差異

過年度収入については、母子寡婦資金貸付金システムでは現年収入と同様、5月末で締め切るが、財務会計システムでは3月末で締め切る。そのため、財務会計システムへの調定登録後にその変更が生じた場合、母子寡婦資金貸付金システムでの修正を、財務会計システムに反映させなければならないが、これを失念しているケースがある。

(b) 措置内容の検証

(措置状況の検証結果)

過去の外部監査(平成12年度)の指摘は、「貸付金管理システムと財務会計システムとの間で数値の誤差が生じていることから、その解消と貸付金管理システムの再構築が必要である。」という内容である。平成16年に措置済みとなっているが、今回のフォローアップ監査においても、システムに起因する差異及び処理漏れに起因する差異は解消されていないことが確認された。

たとえば、周南健康福祉センターにおいて、財務会計システムから出力された、定期監査資料「債権管理状況調」の増加欄と、母子システムから出力された、「母子福祉資金貸付状況」「寡婦福祉資金貸付状況」の合計金額との間では、金額に相違が見られた。

定期監査資料	98,918,696円
母子システム	99,212,775円
差引	294,079円

(措置状況の問題点)

システムに起因する差異は、未だ解消されていない。毎年度、この部分の差異が生じていることを分析する必要がある。

問題は、処理漏れによる差異が生じていることである。財務会計システムとの整合性のチェックが統制業務として整備されていないことが根本的な原因であり、平成16年度の措置済み判定は過去の指摘の趣旨に沿ってなされていない。措置済み判定は取り消すべきである。

(改善案)

処理漏れの発見・防止については、各健康福祉センターでは、処理ごとに修正依頼資料と処理結果との照合を行い、その都度、責任者の承認を受けるようにする必要がある。

現状の人員配置では携わる人間に限られ、特に人事異動で担当者が変わると、処理漏れに気づかない可能性があるため、両システムの差異原因分析を定期的に行い、責任者の承認を受けるようにする必要がある。

システムに起因する差異(戻入金)については、当面解消はできないため、定期的に両システムのデータ照合を行い、差異の原因分析を行い、内容が戻入金だけであることを確認する必要がある。

こども未来課においては、各健康福祉センターの合算数値が全体合計数値と合致するか確認する必要がある。

(イ) 各健康福祉センターの共通的事項

a 償還指導台帳の整備状況(指摘)

現状の問題点	改善案
<p>償還指導記録の作成方法の未整備</p> <p>たとえば、周南健康福祉センターでは、償還指導の記録について整備方法を明確にしておらず、平成20年度に償還指導の担当者が他の健康福祉センターから「償還指導台帳」の様式を入手し、これを使用している。</p> <p>市の指導員に対する償還指導記録の指導</p> <p>たとえば、山口健康福祉センターでは、市の指導員が償還指導記録を作成しているが、2市の指導員に対して、償還指導記録の整備方法について特段の指導や依頼をしていない。そのため、償還指導台帳及び償還指導記録が適切に作成されているとは言えず、滞納発生の要因、事業の状況、督促、訪問、電話連絡、保証人への連絡等の指導記録自体が十分に残っていない。</p>	<p>償還指導記録等の履歴作成について、統一的な作成が可能となるよう既存のマニュアル内容の見直しが必要である。</p> <p>各健康福祉センターの責任者による、償還指導台帳の承認が必要である。</p> <p>こども未来課による、定期的な償還指導台帳の検査が必要である。</p>

b 貸付審査等の見直し

(a) 連帯保証人の保証能力(意見)

定期的な保証能力の確認

現状、貸付時における連帯保証人の保証能力の審査に関しては、所得証明を求めているが、貸付後においても、定期的に所得証明等を求める等、保証能力を確かめる必要があると考える。

年齢制限の引き下げ

現状、保証人の年齢制限は65歳を限度としている。60歳以上65歳未満又は償還中に退職を迎える状態で連帯保証人になる者については、借受人等が償還困難になった場合の償還財源を確認することで、保証能力を確かめているとのことである。

ただ、借主の親が保証人の場合は、元々年齢が高く、保証を求める時期には、収入が減少している、死亡している等が見られる。保証人の年齢制限引き下げを検討する必要があると考える。

(b) 借受人の実地調査(意見)

貸付時に所得証明等を入手しているものの、実際には、財産や遺産が多額にある場合や支援者がいる場合など、本貸付制度を利用しなくとも資金確保ができる者に貸付けが実行される場合が考えられる。審査件数が多いことから、基本的には申請内容をベースに貸付事務を進めることしかできないが、一部の借受申請者に対しては、豪華装飾品の有無や生活水準を把握するため、自宅訪問による実地調査も必要ではないかと考える。

c 連帯保証人への対応(指摘)

連帯保証人を交えた協議

「債権管理マニュアル」には、C分類の場合は連帯保証人や連帯借受人等を交えて協議の場を持ち、今後の償還について決定すると規定されている。

しかしながら、実際には償還指導記録において、連帯保証人を交えた協議は行われていな

い。「債権管理マニュアル」にも規定されているが、必要な場合には職権による償還能力の最もある者を主償還人として変更し、請求を行っていくことも検討が必要である。

連帯保証人への履行請求のルール化

「債権管理マニュアル」には連帯保証人を交えて協議する対応策を規定しているが、保証人への具体的な履行請求に関するルールは規定されていない。当該債務者についても、保証人宛に指導文書は送付している記録は残っているが、先方からの反応がなく、結果として何ら意味のない対応となっている。保証人に対する履行請求に関して具体的な取扱いをルール化することが必要である。

d 時効中断管理の適切性（指摘）

現状の問題点	改善案
<p>岩国健康福祉センターにおいて大口の長期滞納者5件を抽出し、状況を確認したところ、償還が昭和60年1月から始まっているが1回も償還がないものと、最終収納日が平成3年8月とかなり古いものがあった。これら長期滞納の2件については、未だ償還の管理は市が行っており、県はその滞納者情報について詳細を把握していない状況にある。時効の問題も含め、県が確実に対応を行うための情報が積極的に入手されていない。</p> <p>他のセンターについても、ヒアリング等で確認した結果、現状、時効の管理については、各市の支援員に任されているため、時効の中断に積極的に関与していない。時効についての認識が薄く、現在まで時効中断の管理が行われていない。近いうちに時効を迎える貸付金もあり、早期に対応が必要である。</p>	<p>時効の中断についての認識を高め、手続きを確実にを行うため、本庁未来課と各センターでの役割分担を明確にする必要がある。</p> <p>又、現在、税務課の指導により、滞納している借主を訪問し、債務確認書を入手する作業を順次行っているが、貸付けが二口以上ある場合には、入金を各契約に分散させることも必要である。</p> <p>なお、本課（こども未来課）が調定を行った貸付金について、最終収納日から10年以上経過しているものが見られる。各センターにおいても、これらは古いため、何ら対策を行っていない。今後、これら時効満了債権に対し、どのように対応するのか、本課（こども未来課）と早急に打合せる必要がある。</p>

e 法的措置検討の必要性（意見）

現状の問題点	改善案
<p>保証人を含め、強制執行はとっていない。強制執行の措置を行っていない理由としては、制度趣旨が福祉目的であり、現実的に強制執行を実行することは難しいためである。</p> <p>しかしながら、一方で貸付金の徴収金が他の制度貸付利用者のための貸付原資となることを考えると、社会的弱者救済と言う福祉目的であったとしても、強制執行を考慮する必要性はある。</p>	<p>経済的な理由等止むを得ない理由以外の滞納者、特に悪質な滞納者については、法的措置等も検討することが必要である。</p> <p>強制執行の対象となる債権の条件等を整理・明文化して、公平性・透明性を確保しておくのが望ましい。</p>

f 償還指導等の適切性確保（指摘）

現状の問題点	改善案
<p>基本的に継続的催告を実施しているが、福祉目的という母子寡婦資金の性質上、債務者に対して強く踏み込めないのが現状である。</p> <p>貸付けが平成6年4月、未収発生が平成8年11月の滞納者について、滞納発生後、平成21年9月に催告状を送付するまで、指導記録はなく、何ら指導を行っていないと思われるケースがある。</p> <p>無意味な文書催告がただ繰り返されているだけで、必要な対応がなされていないと思われるケースが多い。たとえば、平成13年10月より償還が始まり、第1回目より未収が発生している滞納者がいる。返済が120回であり、こども未来課から毎月催告状が送付されているが、この借受人の指導記録はなく経過も不明である。又、連帯保証人が当センターの管轄する市に居住しているにも関わらず、何ら接触を行っていない。</p> <p>滞納の結果連帯借主に連絡した理由が「本人に誠意がないため」、借主に償還指導を行った際、訪問指導員を叱る、警察に訴える、と反省もなく手におえないとの記載があった。その後、償還指導が行われた記録はなく、悪質な債務者への対応が放置されている。</p> <p>滞納者については、当初の返済条件では返済が困難な場合、返済条件の変更を行うことが可能であるが、その実績はないとのことである。返済条件次第で支払うことが可能と考えられるが、条件の変更のための相談を受ける段階にすら至っていないのが実情とのことである。</p>	<p>形式的・無意味な文書催告を繰り返すのではなく、訪問指導、所得・財産調査、返済条件変更、連帯保証人への接触・請求、時効管理及び悪質な債務者への法的措置等を検討する必要がある。</p> <p>対応職員数の適正化</p> <p>このような対応を確保するためには、まず、対応職員の数に適正なものにする必要がある。なぜなら、現状は、たとえば周南健康福祉センターでは、職員1名と3市の指導員3名の合計4名で、又、山口健康福祉センターでは、職員2名と2市の相談員3名の合計5名で、滞納者に対応している。しかし、市から毎月提出されている活動報告の膨大な件数、内容からみて、現状の人員体制で必要な償還指導を行うことは困難であると考えられる。</p> <p>こども未来課による定期的検査</p> <p>次に、各健康福祉センターの債権管理業務をこども未来課が定期的に検査する必要があると考える。</p> <p>債権管理マニュアルに従った督促・催告及び連帯保証人への接触等が行われているかどうかチェックし、実態と合わないマニュアル内容がある場合には、マニュアル自体の訂正を行うことになり、効果的な債権管理業務に向けて改善が可能となると考える。</p>

g 違約金の不徴収願（意見）

現状の問題点	改善案
<p>違約金については、こども未来課において計算されるものの、3ヶ月に1回のタイミングで「不徴収願」を受け付けている。この「不徴収願」が承認されれば、違約金は発生しないこととなる。「不徴収願」について、違約金を不徴収とするためには、「母子寡婦福祉貸付金違約金不徴収に係る取扱いについて」第4条第2項に従い、「生活保護法の規定による被保護者となった時、又はこれと同等による場合」に該当するかどうか判断する必要がある。</p> <p>しかし、現状は、県の担当者が直接面会するなどして生活水準等を把握した上で決定しているとのことであるが、決定過程が記録に残っていないため、生活保護者と同等との判断をどのように行ったかが不明である。</p>	<p>違約金の不徴収決定に担当者の恣意性が入らないようにするため、生活保護者と同等と判断した内容を記録に残し、責任者の承認を受ける必要がある。</p>

h 不納欠損処理等の検討（意見）

現状の問題点	改善案
<p>健康福祉センターでは、滞納者で違約金のみ残っているケースが多々見られるが、過去5年間に不納欠損処理を行ったものはない。回収の可能性がないことが明らかな債権を県の管理する財産に含める合理的理由はない。今後、対応を検討する必要がある。</p>	<p>現行では債権分類はマニュアルに沿って行われているが、実質的に回収不可能かどうかといった観点では分類・評価されていない。債務者自身の資産状況や収入状況等に応じた分類であり、保証人を含めた回収の評価とまでは言えない。</p> <p>債権分類に応じた回収事務の対応と言う観点だけでなく、回収できるのかどうかといった実質的な評価を行うことが、強制執行や不納欠損処理といった措置をとる上では必要である。</p>

i 情報の共有化（意見）

各健康福祉センターの未収金データは、最終的に、こども未来課において残高データとして吸い上げられるものの、個別に債権管理といった観点では行われていない。

債権管理を効率的・効果的に実施していくためには、回収業務の取組状況や未収発生の原因及び対応策などについて、現場と管理側の県とが連携を図る必要がある。各健康福祉センターとこども未来課との間の情報共有体制をより強化する必要がある。

(ウ) 滞納債権区分別の対応状況

a 債権区分B（不定期かつ少額の返済中であり、当初の償還計画に全く追いつかない者）

(a) 連帯保証人に対する通知等（指摘）

連帯保証人への通知はしていない。理由は、継続的に償還中であるからであり、借受人の納付意思を尊重し、借受人に納付指導をしているためである。しかし、「債権管理マニュアル」にも記載されているように、「急に借受人が失業等の理由により分納が滞った場合、その時点で連帯保証人へ連絡すると、滞納額がかなり大きくなっている場合」があり、納入が困難になる可能性がある。

従って、「債権管理マニュアル」に沿って、滞納者が分納している場合であっても、その事実及び滞納額を連帯保証人に連絡する必要がある。

(b) 徴収不能額の計上（指摘）

現在、分納により回収しているが、今の分納額では完済までに34年かかり、県も全額回収は困難と考えている。従って、徴収不能額の計上を検討する必要がある。

(c) 貸付審査の適正性（指摘）

当該債務者は、母子寡婦福祉資金の貸付けの他に、金融機関からの融資も受けており、貸付時において、債務者の生活水準が厳しいことや返済能力に疑義が生じることは、市税を滞納していることから明らかであったと言える。当時の貸付審査の適正性に問題があると言える。

(d) 徴収不能額の計上（指摘）

僅かずつ償還されているものの、滞納額は多額であり、完済するまでには長期間を要する。会計的には、一定期間を超える期間に相当する回収見込額は徴収不能額に計上すべきである。

(e) 滞納直後の適切な対応（指摘）

償還記録台帳には、初回滞納時（平成19年10月）からの記録はなく、滞納発生後の詳細な管理記録が記載されていないため、滞納発生の経緯・原因についての詳細な内容が不明である。又、平成20年8月の償還記録台帳への記録は、第1回目の催告状の送付から始まっているが、それは滞納発生の平成19年10月から約1年経過している。新規の滞納債権について、

当初1年間は早期解消のために必要な管理がされないまま、放置されている。

滞納債権を長期化させないため、滞納直後の対応が重要である。今後は、平成21年8月作成の債権管理マニュアルに従って、滞納直後の対応を適切に行う必要がある。なお、直近の平成22年においては、毎月の電話や文書での連絡、訪問などの対応が適切な頻度で実施されている。

(f) 期限の利益の喪失(意見)

滞納金の発生時期は平成20年4月の償還期限からである。滞納原因は、借主の弁済資力の欠如である。滞納後の対応については、償還指導記録が作成されていないため、督促内容及び滞納者の状況は不明である。

平成21年度末の未収金は173,400円であり、比較的軽微に見えるが、この時点の期限未到来額は1,296,000円もある。滞納者区分はB評価であるから、分納はされているものの少額であり、今後、滞納額(未収金)が徐々に増える可能性が高い。

従って、期限未到来額1,296,000円に対しても請求できるような仕組みが必要であり、契約書等に滞納等が生じた場合には期限の利益を喪失させ、一括請求できる旨規定することを検討すべきである。

b 債権区分C(償還意欲の欠如、失業、疾病等の理由により、半年以上納入していない者)

(a) 償還指導等の不備(指摘)

平成18年10月、1回も償還されないまま滞納が生じている。滞納後、こども未来課から毎月督促状を送付している。しかし、平成20年7月に借主に連絡するまで、借主との接触が不十分であったため、連帯借主及び連帯保証人への連絡等されておらず、時効中断にも対応していない。

(b) 違約金の計算(意見)

平成18年1月30日に、平成17年11月30日納付期限分が引き落とされている。現行の事務では、平成17年11月30日納付期限分について引き落とししたことから、このように取り扱っている。

しかし、平成13年10月31日納付期限分が未納の状況であるため、最も古い未納額から先に充当すべきである。そして、当該充当額について、平成13年10月31日から平成18年1月30日までの期間に応じた違約金が計算されるべきである。適切な違約金計算の観点からは、最も古い未納額に対して違約金が計算されるように取扱うべきである。

(c) 貸付審査の妥当性(指摘)

償還財源として、借主本人(母親)及び連帯借主(息子)で返済する旨を申請書にて記載しているが、将来の不確定要素が多分に含まれており、償還財源の認定としては適切ではない。少なくとも、財源の具体的な内容を要求する必要があり、抽象かつ定性的な情報のみによって貸付けが行われた結果となっている。

又、貸付時に申請者である本人(母)は月収80,000円であり、返済がスタートすると月57,000円が負担増となることは、当初から明白であった。収支バランスから、返済が厳しいことは容易に判断がついたはずであり、毎月の償還額を抑えるなどの措置をとっても良かったと考えられる。

(d) マニュアルの徹底(指摘)

債権管理マニュアルには、C分類の場合は連帯保証人や連帯借受人等を交えて協議の場を持ち、今後の償還について決定すると規定されている。

しかしながら、実際には償還指導記録において連帯保証人を交えた協議は行われていない。

マニュアルにも規定されているが、必要な場合には職権による償還能力の最もある者を主償還人として変更し、請求を行っていくことも検討が必要である。

(e) 連帯保証人に対する履行請求のルール化（意見）

連帯保証人に対しては、平成17年10月に督促状が送付され、平成18年11月には借主所在不明のため連絡している。しかし、平成18年12月に借主と交わした分納約束は全く遵守されず、平成21年11月に連帯保証人へ指導文書が送付されている。今後は、平成21年8月に作成された「債権管理マニュアル」に従い、借受人・連帯借受人・連帯保証人を交えて協議することが検討されるものと思われる。

ただ、「債権管理マニュアル」には、連帯保証人への具体的な履行請求に関するルールは規定されていない。当該債務者についても、保証人宛に指導文書は送付している記録は残っているが、先方からの反応がなく、結果として何ら意味のない対応となっている。

改善案として、保証人に対する履行請求に関して、具体的な取扱いをルール化することが必要であると考えます。

(f) 時効中断手続の不備（指摘）

償還期限は、最終償還日の平成18年9月末である。時効中断措置として債務確認書などをとったことはない。

(g) 回収可能性の検討（指摘）

回収の可能性はあるとのことであるが、現時点で具体的な返済計画はなく、回収の可能性は不明である。償還指導記録でも、直近年度の平成22年度でも返済計画等を協議した形跡はなく、過去の償還約束を引き延ばし、事実上は回収作業が放置されているとも見える。

c 債権区分D（生活困窮等の理由により、納入能力がない状態にある者（生活保護）又はこれに準じる状態にある者で、その状態が消滅時効完成時期以降も続くと認められる者）

(a) 償還指導の不備（指摘）

平成14年～21年までの償還指導の記録は、滞納者の所在が不明のため残されていない。この間、所在調査がされたかどうか不明である。又、連帯保証人への通知は滞納当初だけであり、その後、債務者本人の所在が不明になってからも、連絡はされていない。

所在不明の事実及び接触していない理由を記録し、管理者の承認を受ける必要がある。

(b) 徴収不能額の計上等（指摘）

県は、本人の生活状況から資力の回復は困難と判断している。従って、会計上は徴収不能額を計上する必要がある。又、所在不明のため、時効の中断には対応していないことから、将来的には欠損処理を検討すべきである。

(c) 所在不明者への対応（指摘）

平成13年9月から平成21年3月までの償還指導記録は、滞納者の所在が不明のため、残されていない。この間、所在調査がされたかどうか不明である。本人所在不明の事実を記録し、管理者の承認を受ける必要がある。

(d) 連帯保証人への対応（指摘）

平成4年8月に連帯保証人に面接した際に、「連帯保証人になった覚えはないと言っている。」とのことである。その後も連帯保証人宅に訪問、電話しているが、債務者本人の所在が不明になってからは、連絡はされていない。この事実を管理台帳に記載し、管理者の承認を受ける必要がある。

(e) 時効中断への対応（指摘）

本人所在不明のため、時効の中断には対応していない。所在が判明した現在も県は、本人の

生活状況から資力の回復は困難と判断している。今後も、時効中断に対応しないのであれば、管理台帳にその旨記載し、管理者の承認を受けることにより、それが県の方針であることを明らかにする必要がある。

d 債権区分 E (死亡している者、行方不明の者又は心身の著しい障害等により納入不可能な者)

(a) 徴収不能額の計上

会計的・実態的には、平成 12 年以降、債権の回収可能性が困難な状況にあり、今後、同様のケースでは徴収不能額を計上すべきことに留意が必要である。

(b) 対応の不備 (意見)

単に電話催告及び文書催告を継続しているだけでは根本的解決にならない。債務者の誠意のない対応が一定期間続く場合、財産調査等を実施し、法的措置をとることを検討すべきであり、法的措置をとらないのであればその理由を管理台帳に示して、管理者の承認を受ける必要がある。

又、財産調査等の実行性を確保するため、契約書等に滞納が生じた場合には、債務者以外から債権管理に必要な個人情報を入手できることに同意する条項を加えることを検討する必要がある。

償還管理台帳への詳細な記載が見当たらないことから、必要な管理はされていないと見ざるを得ない、特に、連帯保証人への対応がされていないことは、当該滞納額を納入不可能 (E 評価) と判断していることと整合しない。

福祉的性格の強い資金であり、時間をかけてでも完納に努めることが公平性に適うことではあるが、このままでは、関係者が全員死亡するまで不良債権として放置され、債権管理の効率性を著しく損ねる可能性がある。

今後の対応として、当該未収金は、実質的に納入不可能な債権として、不納欠損処分を検討する必要がある。不納欠損しない場合には、借主及び連帯保証人の生活状態等を把握し、納入の可能性が少しでもあることを客観的に説明する必要がある。

又、不納欠損に関係なく、会計的には徴収不能額を認識する必要がある。(決算において、会計課に E 評価事実が連絡される仕組みが必要である。)

(c) 徴収不能額の計上 (指摘)

債権評価の観点からは、債務者 (保証人含む) の支払能力については不明の状況であり、会計的・実態的には、債権の回収は困難と評価されるため、徴収不能額を計上する必要がある。今後、同様のケースでは、滞納が生じた時から徴収不能額計上の検討を行う必要がある。

(d) 不能欠損処理の検討 (指摘)

本人、保証人共に行方不明のため、又、時効の中断には対応しておらず、回収の可能性はないため、欠損処理すべきである。

(e) 納付交渉の不備 (指摘)

長期にわたり納付交渉をした記録がないことから、この間、県の当該滞納案件への対応は放置されていたものと思われる。県は、当該滞納案件を納入不可能なもの (E 評価) と判断していることから、納入効果の乏しい滞納者へ意味のない文書催告等を繰り返すことよりも、納入が期待できる新規滞納者に労力を割くことは理解できる。

しかし、本来、福祉的性格の強い母子寡婦福祉資金は、少額でも時間をかけて納入に努めるのが公平性に適う。それに向けて管理しないのであれば、納入不可能と言う事実を客観的に裏付ける調査を行い、それに応じた対応をする必要があるが、管理されていない。又、滞納のまま放置されると、債権管理効率には影響しなくても、価値のない債権額が県の財産として開示

されてしまう。

従って、今後の対応としては、当該未収金の実質的な納入可能性を客観的に裏付けるため、今後は、借主への納付交渉だけでなく、連帯保証人への通知・督促も行い、少額でも時間をかけて納入されるかどうか、債務者の誠実性、所在明確性、生活状況及び財産状況等を調査する必要がある。そして、納入可能性が客観的に裏付けられない場合は、不納欠損処理の検討を行う必要がある。

(f) 対応の不備（指摘）

詳細な記録がないのは、他の滞納者の債権管理業務に追われ、当該滞納者への催告まで手が回らなかったことが理由である。連帯保証人及び時効中断への対応もされていないことから、平成16年10月以降、滞納のまま放置されていたものと思われる。

現在、滞納者は所在不明であるため、本人からの回収は困難な状況にある。今後は、本人の現住所確認を行うと共に、連帯保証人に督促する必要がある。少しでも回収の可能性があれば、時間をかけてでも完納を目指して分納等の納付交渉を行うべきである。しかし、借主等の所在不明、連帯保証人の生活状況・財産状況からみて、客観的に回収可能と評価できない場合には、不納欠損処分を検討する必要がある。

イ 高齢者住宅整備資金貸付金（長寿社会課）（本文125頁）

(ア) 貸付手続の適正性（指摘）

現状の問題点	改善案
本人確認 貸付審査の段階で、運転免許書等で本人確認をすることになっているが、1件ほど、本人確認を示す書類が見られなかった。社会福祉協議会からの同意があったので運転免許証等の提示を省略したとのことである。	本人確認の方法自体には問題はないが、運転免許証の提示などあらかじめ定められた方法以外の方法で確認した場合には、その旨を記録に残す必要がある。
所得内容の検討 所得証明書の、給与所得の金額、雑所得の金額及びその他の所得の金額を比較したところ、その他の所得の金額が、給与所得・雑所得の金額を上回っているケースがあった。内容確認を依頼した結果、このケースは本人ではなく、同居する親族のものであり、貸付申請者の返済資力には関係がなかった。	ただ、所得証明書により貸付申請者の返済資力を審査する際には、雑所得やその他の所得が比較的多い場合、その所得が一時的なものでないか確認する必要がある。 この貸付制度は既に廃止されており貸付審査を行っていないが、今後、新たな制度を設ける場合には、注意を要するものと考ええる。

(イ) 連帯保証人への対応（意見）

この案件では、滞納発生後の債務者本人への対応としては、電話連絡や自宅訪問及び債務承認書の收受等により、適切な対応がされている。連帯保証人に対しても、平成22年まで年2回の催告状の送付が続けられている。

しかし、連帯保証人のうち1人は自己破産しており、もう1人は連帯保証人になった覚えはないと主張している状況にあり、催告状の送付が形式化している可能性が高い。連帯保証人に対しても、文書催告だけでなく、定期的な電話連絡や臨戸により生活状況の把握等に努める必

要があると考える。

なお、この案件は、状況を打破するため、税務課への引き継ぎを行ったところである。

(ウ) 財産把握の困難性解消(意見)

現状の問題点	改善案
<p>借受人自身は一定の給与を有している5人家族であり、財産の把握ができないことから、差押えは不可と判断している。</p> <p>財産の把握が困難である理由は、私債権であり、任意の聞き取り調査以外の調査権を有していないためである。財産把握が困難と言う問題は、税務課へ引き継ぐことで少しは解決に近づくが、税務課でも財産調査の把握ができないことには変わりなく、根本的解決にはならない。</p>	<p>当貸付制度は既に廃止されているが、今後新たに制度を創設する場合には、例えば、貸付申請書及び契約書に、滞納が生じた場合には、財産把握に必要な個人情報入手することに同意する旨の条項を設ける等、財産把握が容易にできる仕組みを整備する必要がある。</p>

ウ 障害者住宅整備資金貸付金(障害者支援課)(本文128頁)

(ア) 償還台帳への対応記録(指摘)

次の表は、抽出した4つの案件について、滞納発生時、最終入金時及び連帯保証人等への通知時期を示したものである。償還台帳への対応記録がなく、県の対応が放置された可能性のある滞納期間があることがわかる。

滞納者	滞納発生時期	最終入金時期	連帯保証人等への通知時期等
A	H2年5月	H6年3月	死亡した連帯保証人Aの妻、平成7年6月に来庁。死亡した連帯保証人B(借受人の息子)の所在調査中。
B	S61年5月	H7年6月	平成19年8月、連帯保証人Cの長男の妻から電話。平成22年10月、連帯保証人Dに電話。
C	S61年10月	H6年5月	連帯保証人Eは所在不明。 連帯保証人Fは所在不明。
D	S62年8月	H12年5月	平成16年3月、連帯保証人Gから電話。 平成22年11月、連帯保証人Hに電話。

即ち、滞納案件Aについては、最終入金日(平成6年3月)から、死亡した連帯保証人の妻に納付交渉(平成7年6月)するまで、1年と3カ月である。

その後、平成8年12月に連帯保証人へ連絡(減額返済の約束)した後、平成22年5月まで償還台帳上交渉履歴は記録されていないため、この間(約14年間)県の対応は放置されていたと見ざるを得ない。

滞納案件Bについては、最終入金日(平成7年6月)から、借受人の妻と納付交渉(平成11年4月)するまで、3年と10ヶ月である。

その後、減額返済を約束した後、連帯保証人関係者から連絡がされる平成19年8月までの約8年間、償還台帳上交渉履歴は記録されていない。

滞納案件Cについては、最終入金日(平成6年5月)以後、平成14年3月までは定期的に借受人との納付交渉がされているが、その後(減額返済依頼後)平成22年11月までの約8年間、償還台帳上交渉履歴は記録されていない。特に連帯保証人が未だ所在不明のままであり、早期に、連帯保証人への接触を始めていれば、所在不明と言う状況は回避できた可能性がある。

滞納案件Dについては、平成11年3月までは定期的に借受人との納付交渉がされているが、その後（減額返済依頼後）平成22年8月までの約11年間、償還台帳上交渉履歴は記録されていない。

以上より、抽出した4つの案件のうち、最終入金時から連帯保証人等への連絡時期が迅速にされていないもの、又は不明のものが3件ある。又、どの案件も、償還台帳上に交渉履歴が記録されていない。実際には、その間も借受人等との話し合いは継続されていた可能性はあるが、その履歴が記録されていない以上、県の対応が放置されていたと見ざるを得ない。

(イ) 連帯保証人への請求（指摘）

福祉的性格の強い債権とはいっても、単に借受人本人と話し合い継続中と言うだけで滞納をそのまま放置することは、債権徴収の公平性・効率性からみて妥当ではない。

借受人本人からの回収が困難であると判断した時点で、即座に、連帯保証人へ請求し、連帯保証人に対して粘り強い納付交渉を始める必要がある。

担当者間で、連帯保証人への履行請求時期にバラツキが出ないようにするため、借受人への督促後一定の未履行期間が経過した場合、原則として、連帯保証人に対する請求を行う必要がある。

エ 心身障害者扶養共済制度（障害者支援課）（本文132頁）

(ア) 債権管理マニュアル（指摘）

現状の問題点	改善案
<p>現在、当該未収金の回収処理に関する独自のマニュアルや規程は存在していない。全庁的な共通ガイドラインとして「債権管理ガイドライン」が存在しているが、一般的な回収事務等の作業標準に過ぎず、必ずしも心身障害者扶養共済制度に適ったものとなっていない。</p> <p>実際、当未収金の管理については、次の問題が生じている。</p> <p>財産調査は行われていない。</p> <p>督促状の送付に留まっており、時効中断の措置はとられていない。</p> <p>制度加入者については、督促手続をとっているが、制度脱退者については何ら有効な回収策が講じられておらず、明確な対応方針が定まっていない。</p> <p>未収金の多くについて消滅時効が完成しているが、不納欠損処理は行われていない。</p>	<p>障害者福祉施策における共済制度であることから、強制執行に踏み切るのは困難であるとしても、掛金納付者との公平性を図るため、時効中断を図り、債務弁済能力に見合った返済を、時間をかけてでも粘り強く求めていく必要がある。又、年齢等から回収可能性がない場合には、不納欠損処理を検討する必要がある。</p> <p>このような債権管理方針を明確にし、回収事務を公平に進めていくためには、心身障害者扶養共済制度に適った独自の未収金管理マニュアルを作成する必要があると考える。</p>

(イ) 督促手続の妥当性（指摘）

現状の問題点	改善案
<p>当該未収金の大部分は、既に制度を脱退した者の未納掛金である。当該未納者は、未納掛金を納付しても、今後、何らの給付を受けることができないなど、納付のメリットがないため、納付の理解を得ることが難しいと言う構造的な課題がある。</p> <p>そのため、現在、督促が実施されているのは、共済制度の加</p>	<p>制度脱退者からの回収には、大きな課題はあるが、未収金のほとんどが制度脱退者であることを考えると、制度加入者と脱退者とで督促手続に差が生じている現</p>

<p>入者だけであり、制度脱退者に対しては掛金未納分を支払うよう督促はされていない。</p> <p>しかも、加入者への督促についても、督促履歴が「滞納整理記録表」にファイルされているが、督促等の記録が未記載のものもあり、督促履歴の有無が不明な滞納者が見受けられる。又、共済制度加入者への督促は、何らかの反応があるまで督促状の送付を形式的に繰り返しているケースが大半である。先方の反応を待つしかない文書督促のみでは、有効な督促とは言えない。</p>	<p>状管理を改め、公平に督促を継続して行い、回収対策を講じる必要がある。</p> <p>又、文書督促が形式的に繰り返されないように、訪問、面会、電話といった滞納者との直接的な接触は図る必要がある。そして、これら督促の履歴を債権管理簿へ正確に記載する必要がある。</p>
---	---

(ウ) 不納欠損処理等の検討必要性 (意見)

現状の問題点	改善案
<p>平成21年度末現在の未収金38,764千円のうち、29,718千円(77%)は私法上の時効期間である10年を経過しており、ほとんど回収可能性のない未収金が消滅しないまま、県の財産に含まれている。</p>	<p>現状、滞納者の中心である共済制度脱退者は、高齢化しており、回収困難な状況にある。時効が成立しているもの、及び実質的に回収が困難ないし不可能なものについては、議会での説明・承認により不納欠損処理を検討する必要があると考える。</p> <p>又、何らかの理由により不納欠損処理しない場合でも、会計的には消滅時効が完了している未収金については、全額、徴収不能額を計上し、債権額を正しく示す必要がある。</p>

3 貸付金の管理

(1) 山口宇部空港ビル対策事業貸付金 (観光交流課「交通運輸対策室」)(本文138頁)

ア 貸付手続に係る要綱等の作成 (指摘)

現状の問題点	改善案
<p>県の「財務会計事務マニュアル」では、県が直接貸し付ける時には、「法令等の根拠規定、又は県単独の施策に基づき取扱要綱等を作成」することになっているが、災害復旧と言う資金貸付の特殊性・非反復性、又、特定の団体への貸付けであることから、当該貸付に係る規定・要綱等は作成されていない。</p>	<p>今後発生する可能性のある災害復旧のための貸付けに迅速・公平に対応できるよう、要綱等の作成を検討する必要がある。</p>

(2) 広域最終処分場整備促進対策事業貸付金 (廃棄物・リサイクル対策課)(本文139頁)

ア 貸付手続の合規制・経済性・効率性

(ア) 業務報告書の提出期限の遵守 (指摘)

要綱においては、貸付後の業務報告書は5月末までに知事に提出することとなっているが、平成21年度の事業報告書の実際の提出日は、平成22年6月28日となっており、5月末までに提出するように事業団を指導する必要がある。

(3) 研修医研修資金貸付金(医務保険課「地域医療推進室」)(本文140頁)

ア 貸付制度の有効性(意見)

当該制度貸付が行われることは、県内に特定診療科医師が定着することを意味し、公益上必要と言える。しかし、年間の募集人数5名に対する新規応募者数は、平成20年度は4名、平成21年度は1名及び平成22年度は1名の状況にある。この3年間の平均応募率は40%にすぎない。応募率が低い原因は、そもそも特定診療医の研修医師が少なく、制度開始後間もないからとのことである。確かに、制度開始後まだ2年であり、貸付事業が成功したか否かの判断はできないが、小児科、産婦人科、麻酔科、救急科の4診療科(特定診療科)における医師不足解消は、緊急性を有する公益上の問題であると考えられる。

募集人数に達せず予算消化率が低いと言うことは、対象者に制度が完全に周知されていないか、又は、周知されていても制度の利用に不便さがある可能性がある。県内の特定診療医師の定着に向けて、貸付政策の目的がより有効に達成されるように、応募率の更なる向上のための県内外にわたる一層の周知徹底に取り組む必要がある。

(4) 水産都市しものせき活性化支援資金(農林水産政策課)(本文143頁)

ア 貸付制度の有効性(意見)

現状の問題点	改善案
<p>(現状の予算消化率)</p> <p>平成21年度の預託額は県と市を合わせて8億円であり、金融機関の融資は4倍協調により32億円となる。融資要綱においては、預託金の4倍に相当する金額以上を目標として資金の貸付けを行う旨規定されている。</p> <p>しかし、このうち実際に貸出しが行われている金額は、平成21年度平均残高で約18億円であり、消化率は57%である。過去3年間の予算消化率は、平成19年度は46%、平成20年度は35%である。実際の融資額は預託金の4倍に満たない金額であり、要綱の定めと貸付実態が乖離した状態となっている。</p> <p>(予算消化率の低い原因)</p> <p>予算消化率が低いのは、当制度は金融機関から要請のある保証料が高いため、他の利率が低く、県実施の中小企業のための各融資制度を選択しているケースが多いとのことである。予算消化率アップに向けて、県としては、毎年利用促進のために各卸業者や買受人への意見聴取に出向いているが、効果は出ていない。</p>	<p>予算額は県が示した活動目標額であり、政策達成度を測る指標と言える。従って、現状のままでは、貸付制度は目的を有効に達成しているとは言えず、制度の存在意義が問われる状況にある。制度利用の低い原因が保証料以外にないか検討すべきである。例えば、現状の資金使途は卸売人や買受人の決済運転資金に限定されているが、資金使途を拡大する必要があるか、又、取扱金融機関を拡大する必要があるか検討する必要がある。</p> <p>今以上の利用拡大が期待できないのであれば、預託金自体の金額を減少させて貸付金額の総額枠を抑えることで、効率的な融資消化を図るか、もしくは、預託金方式でも一定額を予め預託するのではなく、必要に応じて資金を預託する方式に変更すること等を検討する必要がある。</p>

(5) 就農支援資金貸付金(農業経営課)(本文144頁)

ア 貸付制度の有効性(意見)

就農支援を目的に農協が就農者へ貸し付ける。県は融資枠の範囲内で農協へ貸付けを行うものであり、公益上必要な貸付けと言える。

(現状の問題点)

次の表は、最近5年間における融資枠(予算額)に対する貸付実績額の割合(予算消化率)を示したものである。なお、融資枠は、1人当たりの融資限度額が37,000千円であることから、畜産関係など、大口の資金需要が複数発生した場合も想定し、こうした場合にも新規就農者の資金需要に円滑に対応できる融資枠を確保しているとのことである。

(単位:千円)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
融資枠(予算額)	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
新規貸付額	25,000	14,605	24,496	46,577	9,326
(新規貸付件数)	(2件)	(3件)	(4件)	(8件)	(4件)
予算消化率	20.8%	12.2%	20.4%	38.8%	7.8%

最近5年間の予算消化率はどの年も低い。特に、平成21年度においては、国の補正予算の影響もあり、融資枠120,000千円に対して貸付実績は9,326千円にとどまっている。制度創設時から予算消化率の低い状態が続いている。

(改善案)

予算額は県が示した活動目標額であり、政策達成度を測る指標と言える。従って、現状では、貸付実績は、貸付目標額に達しておらず、目標が達成されるよう、制度利用の低い原因を分析し、利用促進策を検討する必要がある。利用促進策の検討の結果、今以上の利用拡大が期待できないのであれば、融資枠の見直しを検討するなど、効率的な予算消化を図る必要がある。

(6) 森林組合林産事業貸付金(森林企画課)(本文145頁)

ア 貸付リスクと開示(指摘)

現状の問題点	改善案
現状は、貸付金を4月1日に貸し付け、翌年3月31日に償還を受ける短期貸付金であるため、年度末には残高はゼロになる。しかしながら、過去の運用実態からみて実質的には長期貸付金であると推認される。	県の決算書に、貸付実態に整合するよう長期貸付金として開示を検討する必要がある。

イ 貸付制度の有効性(指摘)

現状の問題点	改善案
「山口県森林組合受託林産事業資金貸付要綱」によれば、「県森連は、貸付けを受けた資金をこの要綱に定める目的及び用途に従い善良な管理者としての注意をもって運用しなければならない。」とある。 しかし、県は県森連から貸付資金の運用状況の報告書の提出を受けているが、運用状況が分かる記載がされていない。	貸付制度の目的は、森林組合に対し必要な資金を貸し付けることにより、林業生産の増大及び森林更新の推進による公益的機能の保持を図ることにある。 従って、その目的を有効に達成するため、県は県森連に貸し付けた資金の運用状況を注視する必要がある。

(7) 椎茸生産対策事業貸付金(森林企画課)(本文146頁)

ア 貸付リスクと開示(指摘)

現状の問題点	改善案
<p>現状は、貸付金を4月1日に貸し付け、翌年3月31日に償還を受ける短期貸付金であるため、未収金はなく、年度末には残高はゼロになる。</p> <p>しかしながら、過去の運用実態からみて実質的には長期貸付金であると推認される。</p>	<p>県の決算書に、貸付実態に整合するよう長期貸付金として開示を検討する必要がある。</p>

(8) 木材産業等高度化推進資金貸付金(森林企画課)

ア 貸付制度の有効性(意見)

高度化推進資金について、借受者の改善計画等による必要資金額を積上げ及び翌年度に発生すると想定される額を森林企画課で集計している。この金額を金融機関に通知し、金融機関は森林企画課集計の金額について借入申請を山口県に行くことになる。平成21年度の金融機関の融資枠合計額は、480,000千円の設定であるが、月末残高の最大額は250,990千円となっている。融資枠に対して寄託額を設定するため、融資枠自体が過大になると寄託額も過大になるため、資金効率の観点からは必ずしも好ましいとは言えない。

(9) 獣医学生修学資金貸付金(畜産振興課)(本文148頁)

ア 貸付台帳の記載(指摘)

「獣医学生修学資金貸付(対象)者名簿」と「獣医学生修学資金貸付台帳」には、返還の場合に「返還期日」を記載する欄があるが、返還期日を記載しているものもあれば、実際の入金日を記載しているものもある。返還期日を記載している場合は、実際に入金したか否かが分からないし、又、実際の入金日を記載している場合は返還期日以内に入金があったか否かわからない。使用方法を統一して「返還期日」と「入金日」の両方を記載すべきである。

イ 連帯保証人の保証能力(指摘)

連帯保証人は申請書に住所、氏名、職業、押印があるが、裏付資料としては住民票と印鑑証明書が添付されるだけであり、収入等の裏付資料がない。所得証明を求める等の検討が必要である。

ウ 貸付関係書類の保存期間(指摘)

貸付金関係書類の保管状況を確認したところ、制度創設以来の書類は保存期限の延長をして保管している。

しかし、文書管理規程上は10年となっており、実態に合っていない。貸付関係書類の保存期間を実態に合うように定める必要がある。

(10) 漁船漁業短期運転資金貸付金(水産振興課)(本文149頁)

ア 貸付リスクと開示(指摘)

現状の問題点	改善案
<p>現状は、貸付金を4月1日に貸し付け、翌年3月31日に償還を受ける短期貸付金であるため、未収金はなく、年度末には残高も残らない。</p>	<p>県の決算書に、貸付実態に整合するよう長期貸付金として開示を検討する必要がある。</p>

しかしながら、過去の運用実態からみて実質的には長期貸付金であると推認される。	
--	--

イ 貸付金制度の有効性（意見）

漁船漁業支援を目的に山口県漁協が漁場従事者へ貸し付ける。県は融資枠の範囲内で山口県漁協へ貸付けを行うものであり、公益上必要な貸付けと言える。

（現状の問題点）

次の表は、最近5年間における、県漁協の融資枠に対する漁場従事者への貸付額の割合（貸付利用率）を示したものである。

（単位：千円）

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
県の預託額（予算額）	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
県漁協の融資枠	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
漁場従事者への貸付額	29,000	113,500	165,500	151,500	185,000
貸付利用率	4.8%	18.9%	27.6%	25.3%	30.8%

融資枠は、制度開始当初の資金需要を加味し、600,000千円としており、これに対する預託額は、県漁協へ4倍協調を要請していることから、150,000千円としている。

理由は、融資機関の貸付態度が非常に消極的になっている中で、融資枠を確保するために、系統機関である県漁協に要請しているものであり、その預託額（県負担）は、県漁協の人件費など実質的な負担、預託金の利回り、不振経営体へのリスク、借入者への貸付利率などを加味しているため。

（改善案）

中小企業的漁業者に対する融資枠は、県が示した活動目標額であり、政策達成度を測る指標と言える。従って、現状のままでは、貸付制度は目的を有効に達成しているとは言えず、制度利用の低い原因を分析し、例えば、資金用途を拡大する必要がないか、又、貸付条件を緩和する必要がないか等、利用者が使いやすい制度とする検討が必要である。

その結果、今以上の利用拡大が期待できないのであれば、融資枠を減少させて効率的な貸付利用を図る必要がある。

4 基金の管理

(1) 山口県災害救助基金（厚政課）（本文152頁）

ア 基金規模の妥当性（意見）

現状の問題点	改善案
<p>（現状）</p> <p>災害救助法第38条により、過去3年間における県普通税収入額決算額の平均年額の0.5%相当額を積み立てる義務が課せられている。山口県の過去3年間の普通税収入額の平均年額は約1,686億7千万円であり、その0.5%相当額は約8億4千万円になる。現状の災害救助基金の積立額は約8億4千万円であり、ほぼ義務額相当額である。</p> <p>ただ、県として独自の被害想定額を算出しているわけではなく、</p>	<p>（災害救助基金の広域化）</p> <p>山口県の災害に県だけが備えるのではなく、例えば中国地方全体の必要額を1つの基金として設けることができないか等、広域的な検討を始める時期に来ていると考える。</p>

<p>義務額相当額の積立てで十分であるという根拠は示されていない。 (基金の利用状況) 基金設置の昭和39年3月以降、平成21年度までの約45年間において、実際に災害に使用された基金総額は約1億6千万円(災害発生8件)である。又、年間最高使用額は平成17年度の約7千万円、災害発生1件数当たりの平均使用額は約2千万円である。従って、法律で最低の基金積立額が義務付けられているのでやむを得ないが、基金残高と過去の使用実態からみて、今後も基金が有効活用されない状況が続く可能性があり、現状の基金残高約8億4千万円が妥当かどうか検証する必要がある。</p>	<p>実際、国の要請を受けて他県の災害救助に使用しているケースがある。これを中国5県、もしくはより広い範囲の県等で1つの基金を創設できれば、災害救助資金及び救助給与品を効果的に運用できるのではないかと考える。</p>
---	--

(2) 山口県国民健康保険広域化等支援基金(医務保険課「地域医療推進室」)(本文153頁)

ア 基金の必要性(意見)

「国民健康保険法」では、広域化等支援基金を設けることができると規定されているが、「できる規定」により基金を創設する場合は、県として創設する必要性及び基金規模の根拠等を明確にしておく必要がある。

(3) 山口県後期高齢者医療財政安定化基金(医務保険課「地域医療推進室」)(本文155頁)

ア 基金の利用状況(意見)

当該基金設置の経緯については、「高齢者の医療の確保に関する法律」第116条に基づき、平成20年4月1日、各都道府県に財政安定化基金を設置し、広域連合における給付費の見込み違いや保険料の未納による財政不足に対する資金の貸付け等を実施することとされた。基金は法律設置であり、基金積立額も国が示した算出基準により定められている。

基金事業の内容は直接的に不特定多数の県民に利益を与えるものであり、公益性の高いものである。

ただ、基金の利用状況については、基金設置の平成20年12月以降、貸付け又は交付実績はない。これは、広域連合において想定外の支出がないこと、又、保険料の未納も想定内となっていることによるものである。

しかしながら、国が定めた積立額とはいえ、基金財源の3分の1は県負担である以上、基金の必要性及び基金規模の根拠等について何らかの説明が必要であると考えます。

(4) 山口県医療施設耐震化臨時特例基金(医務保険課「地域医療推進室」)(本文156頁)

ア 基金の有効活用(意見)

今後、補助金を希望する医療機関候補先が出てこなかった場合、国へ交付金を返還することとなるが、県としては耐震基準を満たしていない医療機関(災害拠点等機関)へ積極的に働きかけることが重要な課題であり、又、基金制度の有効活用及び県民の安全性の確保観点からも必要である。

(5) 山口県地域自殺対策緊急強化基金(健康増進課)(本文157頁)

ア 基金規模の妥当性(意見)

現状の問題点	改善案
<p>県は、内閣府の「地域自殺対策緊急強化交付金要綱」に基づいて交付金を申請し、基金を創設している。将来の基金充</p>	<p>基金の財源負担が100%国であったとしても、県としては基金を創</p>

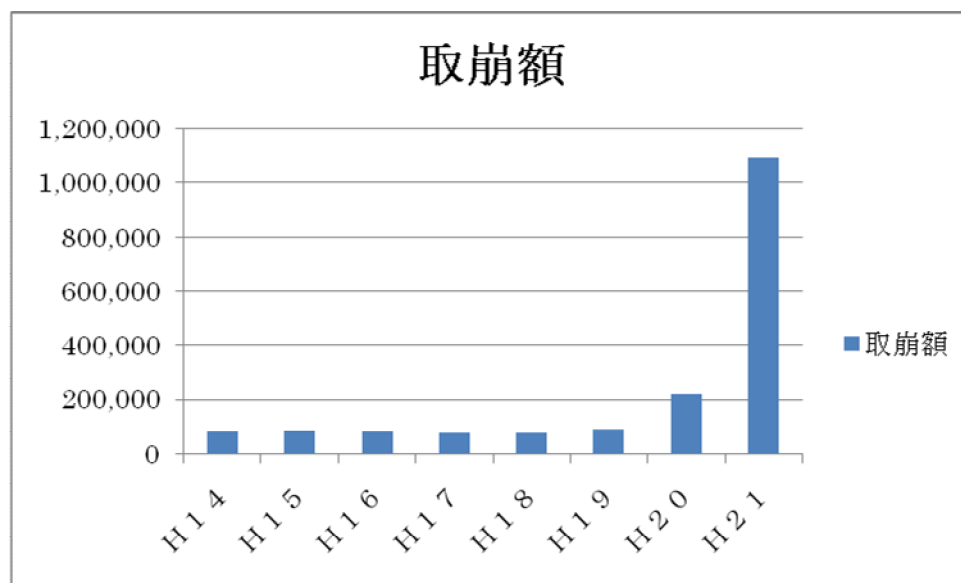
<p>当事業について具体的な実施時期と金額を示した計画がないため、基金残高が必要かつ十分な額かどうか判断できない状況にある。平成21年度の支出予定額と実績額及び平成22年度の支出予定額と実績額（見込み）を見る限り、交付申請時の支出予定額は過大であったと言わざるを得ない。</p>	<p>設した以上、計画に沿って有効活用する必要がある。予定通りの基金使用がされていない原因を分析し、基金活用に向けた方策を検討する必要がある。</p>
---	---

(6) 山口県地域福祉基金（長寿社会課）（本文159頁）

ア 基金の有効活用（意見）

（平成14年度以降の基金取崩額の推移）

次のグラフは、平成14年度以降の毎年の基金取崩額（千円）の推移を示したものである。平成14年度～19年度までの基金取崩は、基金残高の5%を目途に行われている。



（疑問点）

平成19年度までの6年間で使用された基金合計は488,164千円であり、取崩前の基金残高（平成14年度当初の基金残高1,795,553千円）の27.2%に過ぎない。この間、果実運用型でありながら、これまで、必要な事業量を確保するために、基金残高の5%を目処に毎年取崩を行ってきたが、基金取崩額と比較して残高が多かったと言える。

平成21年度において残りの基金のほとんどを使用し、平成22年4月1日に基金の解散をしているが、その間は大口定期預金により運用益を得ているものの、基金が有効に使用されることなく、過剰に保有されていたと言える。

平成21年度において条例を改正し基金を解散したのは、当該基金は元々ゴールドプランに基づいたものであり、一定の役割を終えたため、かつ、当時の金利情勢等の結果を踏まえた結果とのことである。

しかし、なぜこのタイミングでの基金解散なのか、又、なぜ廃止直前に約10億円の取崩しが生じるのか疑問がある。そこで、平成21年度の基金取崩の内容を検討することとした。

（平成21年度の基金取崩の内容）

平成21年度の充当先事業のうち、基金充当額の大きいものとして乳幼児医療対策費、ひとり親医療対策費、保育所機能強化推進事業があり、これら事業費への充当額は1,026百万

円（２１年度取崩額の９４％）である。

当該基金の助成対象事業が、高齢者の保健福祉の推進に限らず、広く障害者及び児童の保健福祉等地域福祉の増進のための活用であることから、基金目的に沿った使用には違いないが、平成２２年４月１日で基金が廃止となるため、平成２１年度に基金を使い切った形に見える。

（問題点）

平成２１年の基金解散は、基金の役割を達成したと言うより、当時の金利情勢等から、もはや存続の必要性が乏しいと県が判断したからと推察できる。それまでの基金使用状況からみて、基金残高に対する運用益は少額であることから、基金保有額の適正について、検証する必要があると言える。

（意見）

そもそも基金創設時において、将来の基金充当事業について具体的な実施時期と金額を示した計画がないため、その時の基金残高が必要十分な額かどうか判断できない状況にあった。基金事業の公益性自体について問題はなくても、基金の額に見合った効果があるかどうかの検証がされていなかったと言える。

今後、他の基金においても、基金の財源負担が１００％国であるとしても、県として基金を設置する以上、基金の有効活用又は基金目的の達成度について、評価し説明する必要があると考える。

（７）山口県介護保険財政安定化基金（長寿社会課）（本文１６２頁）

ア 基金規模の妥当性（意見）

（基金の利用状況）

平成２１年度末の基金残高約４９億円については、過去１０年間の貸付金等基金需要額が約２０億円であることから、明らかに過剰と言える。

（過剰基金の発生原因）

県は、平成１２年度～２０年度までの３期（１期３年間）にわたる計画において、管内市町における３年間の介護給付費見込額に対して、国が示した標準拠出率を使用して基金への拠出金を算定している。

しかし、各期の計画期間において拠出率の根拠は明確にされていない。即ち、将来の基金需要に見合う基金規模が明らかにされていないまま、国が示した標準拠出率を使用したため、将来の基金需要を反映しない過剰な基金残高になっている。

特に、第１期（平成１２年度～１４年度まで）は、資金需要の予測困難性から、国が示した標準拠出率０．５％を使用することはやむを得ないとしても、第２期及び第３期においてもなお、下がったとはいえ標準拠出率を使用し続けたことが、今日の過大な基金残高を招く原因になっている。

平成１５年度の第２期計画当初において、県として必要な資金需要に見合う基金規模を計画し、拠出率をゼロにするか、標準より大きく下げていれば、国、県及び管内市町が拠出した財政資金は、基金需要に対応した規模を大きく上回ることはなかったと考えられる。

（過剰基金解消の方策）

制度上、基金規模に余裕があっても拠出者に返還等ができないことから、県は、平成２１年度以降、拠出率をゼロにすることで対応している。

しかし、いったん造成した基金額、基金貸付金は次年度以降必ず償還されることから、拠出率をゼロにしても基金額が減少することはなく、根本的解決にはならない。

この点につき、平成20年5月の会計検査院の検査において、基金規模を縮小できるような制度に改めるよう厚生労働大臣に対して改善の処置を要求したことが報告されている。県としても、将来の資金需要に必要な基金額を明確にし、再度、拠出者への返還による基金調整が可能となるように、国に働きかける等の努力が必要である。

(8) 山口県中山間地域等直接支払基金(農業経営課)(本文165頁)

ア 基金の目的達成度(意見)

基金創設以降の増減及び残高の推移は下表のとおりであり、毎年ほぼ安定的に基金取崩による市町村への交付がされている状況にある。

(単位:百万円)

	H12	H13	H4	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
積立	1,280	1,280	1,135	900	720	874	170	596	612	672
支払	676	803	826	834	1,332	739	749	753	757	756
残高	604	1,082	1,391	1,457	845	980	401	244	99	15

平成22年度国予算の成立に伴い、国の方針により、これまでの資金積立方式を廃止し、単年度ごとの所要額交付方式により実施することとされたことから、「山口県中山間地域等直接支払基金」を廃止することとなった。

基金積立は廃止されたが、単年度ごとの所要額交付方式として、制度は継続実施されるとのことである。今後は、事業目的の達成度の評価についての手法等を検討する必要がある。

(9) 山口県安心こども基金(こども未来課)(本文166頁)

ア 補助金使用の正当性確保(指摘)

市町事業について監査した範囲では、補助金の多く(90%~50%)は備品購入に充てられている。これが、正当な補助金使用であることを保証するため、カタログや設置場所写真等を添付させる必要があると考える。又、購入の事実を示す書類、例えば、見積書や請求書などの添付も必要であると考え。

特に、市の定めた交付要綱では対象経費を定めており、「...空気清浄機等の感染症の防止に資する機器の購入に要する費用」で、「平成21年5月29日以降に支出した費用に限る。」とあるが、この事実を示す領収証やカタログ等の添付が必要である。

(10) 山口県障害者自立支援対策臨時特例基金(障害者支援課)(本文168頁)

ア 基金規模の妥当性(意見)

基金創設以降の積立額(利息を含む)は合計で4,436,788千円であり、これに対する基金取崩による事業への交付は1,226,989千円(約27.7%)である。従って、平成21年度事業実施後の基金残高3,209,441千円は、それまでの利用実績から見る限り過大と言える。

平成22年度末に国の追加交付を受けて、事業計画上は、平成22年度及び23年度において2,629,234千円の支出が見込まれているが、これまでの使用実績から見てその実現には疑問が残る。

将来の基金充当事業について具体的な実施時期と金額を示した計画はあるが、平成21年度末までの支出実績からみて、現在の基金残高は必要な額とは言えない。

なぜ、基金の使用実績が計画よりも少ないのか、その原因を分析し、事業メニューに問題が

あるのであれば、県の実態に合った事業への使用ができるよう国に改正等の働きかけをする必要があると考える。

(11) 山口県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（障害者支援課）（本文168頁）

ア 基金使用の正当性確保（意見）

実質的な現地調査については、補助基本額が5千万円以上の大規模な建設工事が対象となっており、小規模な補助事業に対しては、現地調査が行われていない。基金使用の正当性を確保するため、小規模な補助事業については書類上での審査をより厳格に行う必要がある。

なお、平成21年度の基金使用4件について合規制の観点から監査した結果、入手すべき書類はすべて入手されており、書類上の審査事項（交付申請書、事業計画書、見積書、歳入歳出予算書、請負契約書、入札結果報告書等の提出及び審査）についても適正であると認められる。

イ 基金の有効利用策の検討（意見）

平成21年度の基金使用実績及び平成22年度の基金の使用見込は、下表のとおりである。

（単位：千円）

	H21年度（実績）	H22年度（見込み）
積立	1,213,378	
取崩	37,327	330,585
残高（利息含まず）	1,176,051	845,466

基金造成のための国からの交付決定額1,213,378千円に対し、平成21年度の使用額は37,327千円（3.1%）にすぎない。平成22年度の基金利用予定額は330,585千円（対象施設11件）であり、基金残高は845,466千円である。平成22年度末において、基金使用は31%にすぎない。

所管課としては、今後の基金使用見込について、平成23年度の当初予算においては全て消化する方向で予算計上がされている。今後、対象事業者に対し整備要望の確認を行い、予算の適正な執行に努めるとのことである。

しかし、これまでの基金消化率から見て、平成23年度に全て消化されるとは思えない。過去2年間の基金消化率の低い原因については、事業者負担分が対象経費の4分の1あることがネックとなっているとの分析がされている。

しかし、事業者負担がネックとなって基金使用程度が著しく低くなっているのであれば、そもそも今の事業メニューが事業者の要望に合っていない可能性もある。事業者にとって真に必要な事業であれば、自己負担がネックになるとは思えない。

当基金が社会福祉事業の状況から必要なものとして臨時に創設されたものである以上、県は、事業者負担以外に理由がないか再度検討し、もし事業メニューに問題があるのであれば、県の実態に合った事業への使用ができるよう国に働きかける必要がある。

(12) 山口県ふるさと雇用再生特別基金（労働政策課）（本文170頁）

ア 事業の妥当性（意見）

ふるさと雇用再生特別基金事業は、国交付金により県において造成された基金を活用した雇用創出事業であるが、基金の取崩時期及び事業計画は明らかにされており、基金自体の必要性も確保されていると言える。

雇用の創出が目的であり、直接的に県民に効果を及ぼすものであるから、今後は、県におけ

る雇用実績等について効果を検証していく必要がある。

県としては、国によって示された額の基金をもとに、継続的な雇用を創出するという目的に沿って、人件費50%以上という要件の中で事業を行っていることから、雇用人数をもって、基金目的の達成度を示す指標と見ていくとの考えである。

(13) 山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金（労働政策課）（本文170頁）

ア 基金目的の達成度（意見）

緊急雇用創出事業については、直接的に県民に効果を与えるものであり、平成20年度以降、経済対策により数回の基金積増及び要件緩和等が図られており、今後も更に事業の拡充に応じた基金積立が予定されている。将来の基金の取崩時期及び具体的事業内容が明らかにされ、基金自体の必要性が確保されていると言える。

しかし、国の交付金により県において造成された基金を活用した雇用創出事業であるが、県における雇用実績等について効果を検証していく必要がある。

なお、県としては、国によって示された額の基金をもとに、一時的な雇用を創出するという目的に沿って人件費50%以上という要件の中で事業を行っていることから、雇用人数をもって基金目的の達成度を示す指標と見ていくとの考えである。

5 出資金の管理

(1) 瀬戸内海リゾート(株)への出資金の管理（地域政策課）（本文172頁）

ア 出資金管理の見直し案（意見）

平成21年度末は、純資産 56,008千円の債務超過である。過去3期を見ると、徐々に改善しているとはいえ、債務超過であり、今後の回復可能性は不透明である。

万一当該会社が破綻した場合、県の出資金13,000千円は全額減損処理しなければならない。従って、現時点の出資者としての県の負担は、法的には有限責任としての出資金13,000千円になる。

ただ、県としての立場を考えると、債務超過についての負担が発生することも考えられる。このため、これ以上債務超過が拡大しないよう、これまで以上に、一出資者としての立場から、周防大島町とも連携し、経営状況を注視するとともに、必要に応じて指導・助言していく必要がある。

(2) (財)やまぐち角膜・腎臓等複合バンクへの出資金の管理（医務保険課「地域医療推進室」）
（本文175頁）

ア 出資金管理の見直し案（意見）

（出資金1億円の効果分析）

当該出資法人において、基本財産約3億円のほとんどは有価証券（国債）での運用であり、その中に県の出資金1億円も含まれている。出資法人における平成21年度の基本財産運用収入は5,677千円であり、その単純運用利回りは約1.9%となる。県出資金（1億円）の寄与額は約1,900千円になるが、平成21年度の県補助金が4,966千円であるから、出資金1億円は効率的に運用されているとは言えない。

（改善案）

従って、県は、当該出資法人に対して、出資金相当額の寄付を求める等の検討と同時に、事業活動の支援手段を出資金から補助金に切り替える等の検討も必要である。これにより、出資

金運用の不効率性が解消され、公益性の高い事業に対する県支出の効率的な運用が図られると考える。

(3) 錦川鉄道(株)への出資金の管理(観光交流課「交通運輸対策室」)(本文177頁)

ア 出資金管理の見直し案(意見)

(出資法人の事業活動の公益性)

国鉄民営化により、不採算路線が廃止になっていく中で、県と地元が一体となって第3セクターを設立し、路線の存続を図ってきたところであり、少子・高齢化等による沿線人口の減少、マイカーの普及等による厳しい経営環境の中、開業から20年以上、地域住民の貴重な生活路線や観光路線として、維持・存続されている。

鉄道事業は地域振興と言う県事業に関わりが深い事業であり、錦川鉄道(株)の事業目的達成に向けて財務基盤を強化する必要はある。県の出資は、当初において当該法人の事業目的に適合していたと言える。錦川鉄道(株)の活動は、地域振興や地域住民の生活の向上などの行政目的を実施する上で、重要な役割を担っており、その事業目的達成に向けて、県出資による財務基盤の強化が必要であったと言える。

しかし、県がある団体に出資するのは、その団体の事業目的に公益性があり、その事業目的達成には財務基盤の強化等が必要だからである。今日、公益法人改革で明らかなように、社会の公益性に対する考え方は従来とは大きく変化しているが、当該出資法人は、錦川清流線という公共交通機関を現在も運営し、県民の生活維持や観光振興に貢献していることから、県が出資者として関与すべき公益的役割は依然として高いと判断される。

(改善案)

当該出資法人については、近年、経常損失が続き、補助金収入でカバーしている状態であり、県は、当該出資法人が地元市や地域住民等と連携して、利用促進を図るなど、今後の経営改善や効率化を進めるよう指導する必要がある。

(4) (財)山口県環境保全事業団への出資金の管理(廃棄物・リサイクル対策課)(本文180頁)

ア 出資法人の財政状態及び事業活動収支状況(意見)

基本財産は全て定期預金で運用されている。基本財産運用収入は442千円であり、運用利回りは約0.4%である。県の出資金22,000千円の寄与額は88千円にすぎない。正味財産はマイナスであり、財務的基盤は弱いと言える。

ただ、現金預金が131,529千円あり、流動資産に占める割合は72.4%である。流動負債が29,951千円であるから、現金預金は必要以上に保有されている可能性がある。このため、将来の資金需要を精査し、定期預金等による運用や長期借入金の返済等による効率的な資金管理を図ることで、財務内容も改善されると思われることから、県は出資者として財務内容の改善に向けて意見すべきである。

(5) 財団法人やまぐち農林振興公社への出資金の管理(農業経営課、森林企画課)(本文181頁)

ア 県支出の交付金(意見)

特定資産に含まれている強化基金引当資産297,598千円は、その運用益を農地保有合理化事業に充当することを目的にしており、その財源は国と県が半分ずつ負担して積み立てている。県は出資金ではなく、交付金として支出している。

しかし、強化基金引当資産については、基本的に取崩しができないこと、県への払戻条件があること、公社が解散した時に県への寄付が可能であること等から、県の出資金の場合

と取扱いが同じである。従って、出資金と同様、資金効率性の観点からは交付金相当額の寄付を要請すると共に、当該事業に必要な資金を補助金等により賄うことを検討すべきである。

(6) 山口県漁業信用基金協会への出資金の管理(水産振興課)(本文184頁)

ア 県による有効性評価(意見)

当該出資目的について定量評価は行われていない。しかし、県として多額の出資を継続する以上、出資額に見合う効果を県民に説明する責任があり、又、定期的に有効な出資額の見直しを行う必要がある。従って、目的達成度の定性的評価は、可能な限り避けるべきである。出資効果を直接測定できないのであれば間接的な指標を抽出し、その有効性を評価する必要がある。

県としては、継続出資の必要性及び出資額の妥当性を確かめるため、出資法人の活動実績の中から、出資目的に関連する公益的活動を抽出し、指標化して、その有効性を定量的に評価する必要があると考える。

(今後の方針)

現在、平成24年度を目標に全国的な組織再編の検討が行われ、本県においては中国5県での再編が模索されており、この動きを踏まえ、出資金も含めた組織の在り方についての方針を検討したいとのことである。

(7) 山口県健康福祉財団への出資金の管理(厚政課)(本文185頁)

ア 出資金管理の見直し案(意見)

(出資金額の効果分析)

当該出資法人において、基本財産1,523,000千円のほとんどは投資有価証券での運用であり、県の出資金1,520,000千円も含まれている。出資法人における平成21年度の基本財産・特定資産運用収入の単純運用利回りは約1.3%であるから、県出資金の寄与額は約20,000千円になる。この20,000千円と言う金額は、出資法人の事業活動収支差額が421,000千円であることから、多額の県出資金を金融資産で運用する効果はない。出資金1,520,000千円は効率的に運用されているとは言えず、出資金運用益による事業の充実・拡大は困難な状況にあるものと考えられる。

(改善案)

従って、県は、当該出資法人に対して出資金相当額の寄付を求めるなど、出資金運用の不効率性を解消する必要がある。

なお、既に出資法人については、保有財産の効率的な活用を図る観点から、県の方針を踏まえ、本年度中に当該出資額を県へ寄付し、県において効率的な事業実施を図る方向で調整が進められているとのことであり、適切かつ妥当な対応と考えられる。

(8) 山口県更生保護協会への出資金の管理(厚政課)(本文187頁)

ア 出資金の見直し案(意見)

(出資額の効果分析の必要性)

しかし、出資法人の活動が県の出資目的に適合しているといっても、県としては出資を継続する以上、出資額に見合う効果があることを県民に説明する責任がある。又、定期的に有効な出資額の見直しを行うためにも、県の出資金が効率的に使用されているかどうか分析する必要がある。

(出資金10,000千円の効果分析)

現在の単純運用利回りは0.86%であるから、県出資金10,000千円の寄与額は86

千円にしかすぎない。この 86 千円と言う金額は、事業活動収入 7,114 千円からみて、県出資金 10,000 千円を金融資産で運用する効果はない。従って、出資金 10,000 千円は効率的に運用されているとは言えず、県が出資により財政基盤を強化するという役割は既に達成されていると見ることができる。

(改善案)

従って、県は、当該出資法人に対して出資金相当額の寄付を求めるなど、出資金運用の不効率性を解消する必要がある。

(9) (財) 山口・防府地域工芸・地場産業振興センターへの出資金の管理 (経営金融課)

(本文 190 頁)

ア 出資金の見直し案 (意見)

(出資金 4,000 千円の効果分析)

当該出資法人において、支出時期が不明で、近い将来、財団の事業に使用される可能性が小さい金融資産 (現金預金及び振興基金積立定期預金) が約 102,000 千円ある。これとは別に、県の出資金 4,000 千円があり、利回りの低い金融資産で運用されていると見ることができる。現在の単純運用利回りは約 0.4% であるから、県出資金 4,000 千円の寄与額は約 16 千円にしかすぎない。

(改善案)

県がある団体に出資するのは、その団体の事業目的に公益性があり、その事業目的達成には財務基盤の強化等の必要性があるからである。当該出資法人の場合、公益財団法人に移行する予定にあるとはいっても、県からの補助金はなく、県事業との関係は薄いのであるから、出資金が効率的に運用されていない現状においては、財務基盤の強化と言う県の役割は既に達成していると見ることができる。

従って、県は、当該出資法人に対して出資金の効率的運用を求めていく必要がある。

(10) (財) 周南地域地場産業振興センターへの出資金の管理 (経営金融課) (本文 192 頁)

ア 出資金の見直し案 (意見)

(出資金 7,500 千円の効果分析)

当該出資法人において、支出時期が不明で、近い将来、財団の事業に使用される可能性が小さい特定資産 (自主事業基金積立金及び振興基金積立金) が約 314,000 千円ある。県の出資金 7,500 千円もこの中に含まれ、利回りの低い金融資産で運用されていると見ることができる。現在の単純運用利回りは約 1.13% であるから、県出資金 7,500 千円の寄与額は約 85 千円にしかすぎない。

(改善案)

県がある団体に出資するのは、その団体の事業目的に公益性があり、その事業目的達成には財務基盤の強化等の必要性があるからである。当該出資法人の場合、公益財団法人に移行する予定とはいっても、県からの補助金や委託はなく、県事業との関係は薄いのであるから、出資金が効率的に運用されていない現状においては、財務基盤の強化と言う県の役割は既に達成していると見ることができる。

従って、県は、当該出資法人に対して出資金の効率的な運用を求めていく必要がある。